

平成26年第2回小山町議会6月定例会会議録

平成26年6月4日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 高畑 博行君 2番 阿部 司君
3番 渡辺 悦郎君 4番 桜井 光一君
6番 梶 繁美君 7番 込山 恒広君
8番 池谷 洋子君 9番 湯山 鉄夫君
10番 真田 勝君 11番 米山 千晴君
12番 鷹嶋 邦彦君

欠席議員 5番 池谷 弘君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	室伏 博行君
住 民 福 祉 部 長	羽佐田 武君	経 済 建 設 部 長	池谷 精市君
教 育 部 長	田代 順泰君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	相原 浩君
町 長 戦 略 課 長	小野 学君	総 務 課 長	小野 一彦君
未 来 拠 点 課 長	遠藤 正樹君	税 務 課 長	池田 馨君
住 民 福 祉 課 長	秋月 千宏君	健 康 増 進 課 長	米山 民恵君
地 域 防 災 課 長	後藤 喜昭君	建 設 課 長	岩田 芳和君
農 林 課 長	遠藤 一宏君	商 工 観 光 課 長	山本 智春君
都 市 整 備 課 長	野木 雄次君	上 下 水 道 課 長	池谷 和則君
こ だ も 育 成 課 長	湯山 博一君	生 涯 学 習 課 長	高橋 裕司君
総 務 課 長 補 佐	鈴木 辰弥君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 小野 克俊君

会議録署名議員 9番 湯山 鉄夫君 10番 真田 勝君

散 会 午前10時52分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第3号 平成25年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第4号 平成25年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第5号 平成25年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告について
- 日程第10 議案第25号 土地の取得について
- 日程第11 議案第26号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第27号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。池谷 弘君は、本日の会議を欠席する旨、届けがござっておりますので御報告します。

ここでもう一つ御報告があります。5月15日から10月31日まで、クールビズ期間としておりますので、議会及び当局とも、会議における服装はノーネクタイ、ノー上着で行いますので御了承願います。なお、ジャケット等は気候に合わせて各自調節可としておりますので、御協力願います。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（鷹嶋邦彦君） ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成26年第2回小山町議会6月定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に先立ちまして、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

ここで報告します。柳井副町長は、公務のため、本日の会議を欠席しておりますので、報告します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、9番 湯山鉄夫君、10番 真田 勝君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの17日間にしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月20日までの17日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

日程第3 町長提案説明

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました承認第2号から議案第27号までの9議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。平成26年第2回小山町議会6月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

本日、提案いたしましたのは、専決処分の承認2件、専決処分の報告1件、繰越計算書の報告3件、土地の取得1件、条例の改正1件、平成26年度補正予算1件の、合計9件であります。

はじめに、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）及び承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）であります。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が今年3月31日に公布されたことに伴い、小山町税条例及び小山町国民健康保険税条例の一部改正条例を、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、報告第2号 専決処分の報告についてであります。

本案は、交通事故によって発生した物品損害における損害賠償の額を、地方自治法第180条第1項の規定により決定し、専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要であります。平成26年2月4日午後4時50分頃、町内巡回バスが須走地内の町道文京通り線町営住宅緑ヶ丘団地前3差路を、富士浅間神社方向に左折しようとした際に、路上の積雪によりバス後輪がスリップし、車両の後部が長谷部宅の伸縮式門扉に接触し、門扉を破損させたものであります。

過失割合は10対0であり、このとき生じた損害賠償金30万300円を町が支払うことで示談が整い、平成26年4月23日に専決処分したものであります。

なお、賠償金については、町が加入する静岡県町村会公有自動車損害共済により全額補填されるものであります。

次に、報告第3号 平成25年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

本案は、平成25年度から27年度までの3か年で継続費を設定しております町道3975号線橋梁及び道路整備事業と、平成25年度から26年度までの2か年で設定しております生涯学習施設改修事業の継続事業の2件につきまして、平成25年度事業費の未執行額を通次繰越し、平成26年度の事業と合わせて執行するもので、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、報告第4号 平成25年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本案は、平成25年12月議会及び本年3月議会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました、公共施設白書等作成業務ほか9事業につきまして、平成26年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、報告第5号 平成25年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

本案は、2月の大雪により、現場作業に取りかかることができず、年度内に完成できなかった富士登山道須走口入口石碑改修工事ほか11事業につきまして、平成26年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、議案第25号 土地の取得についてであります。

今回取得します土地は、南藤曲団地跡地における宅地分譲事業に伴う土地で、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第26号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、町営大胡田団地の一部用途廃止及び解体に伴い、住宅戸数が変更となったことなどから、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第27号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の予算総額に最終歳出それぞれ1億8,380万7,000円を追加し、予算の総額を90億380万7,000円とするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました議案の提案説明は終わります。

なお、報告第2号を除く各議案の審議に際し、担当部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）についてであります。

地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、原則として平成26年4月1日から施行することとされました。

小山町税条例は地方税法に基づいた条例であり、今回の一部改正についても、地方税法と同日施行が望ましいことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年3月31日に専決処分をし、平成26年4月1日施行としましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の一部改正は、法人町民税の税率の引き下げ、軽自動車税の税率の引き上げのほか、償却資産に係る課税標準の特例措置の創設及び拡充が主な改正内容であります。

それでは、お手元の条例改正資料新旧対照表の3ページをお開きください。

第34条の4の改正は、法人町民税における法人税割の税率の引き下げであります。

これは、平成26年度税制改正大綱において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるものであります。この引き下げ分相当につきましては、地方法人税として国税化され、地方交付税の原資として再配分することとされました。

これに伴い、法人町民税の税率を現行の12.3%から9.7%に引き下げ、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用するものであります。

次に、7ページをお開きください。

第82条の改正は、軽自動車税の税率を引き上げる改正であります。

主なものを申し上げますと、50cc以下の原動機付自転車は、現行の1,000円から2,000円に、125ccを超え250cc以下の二輪の軽自動車は、2,400円から3,600円に引き上げるなど、税率を約1.5倍に引き上げた上で、引き上げ後の税率が2,000円に満たない場合は2,000円とするものであり、平成27年度分以後の軽自動車税について適用するものであります。

次に、四輪以上及び三輪の軽自動車に係る税率については、四輪の自家用乗用車は、7,200円から1万800円に、四輪の自家用貨物車は、4,000円から5,000円に引き上げるものであります。自家用乗用車にあっては標準税率を1.5倍に、その他の区分の車両にあっては約1.25倍に引き上げ、平成27年4月1日以後に新規取得される新車から適用するものであります。

次に、21ページをお開きください。

附則第10条の2の改正は、固定資産税における償却資産に係る課税標準の特例措置の創設及び拡充であります。

これは課税標準の軽減の程度を地方公共団体が条例で決定できるようにする地域決定型地方税制の特例措置、いわゆる「わがまち特例」を取り入れて行う課税標準の特例措置であります。

具体的には、浸水防止用設備やフロン類を冷媒として使用しない一定の業務用冷凍・冷蔵機器等、また公害防止のために設置された施設または設備に対し、特例措置を設けるものであります。

なお、これらの償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、平成27年度分から適用するものであります。

次に、23ページの附則第16条の改正は、三輪車以上の軽自動車に係る重課の導入に伴う改正で

あります。

これは、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等に、標準税率のおおむね20%の重課税率を導入し、平成28年度分以後の軽自動車税から適用するものであります。

主なものは、四輪の自家用乗用車は、7,200円から1万2,900円に、四輪の自家用貨物車は、4,000円から6,000円に引き上げる改正内容になります。

その他の改正であります。今回の地方税法等改正に合わせた所要の規定の整備及び削除等をするものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。承認第2号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、承認第2号は、これを承認することに決定しました。

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてであります。

地方税法の一部を改正する法律等が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されました。小山町国民健康保険税条例は、地方税法に基づく条例であり、今回の一部改正につきましても、地方税法と同日施行が望ましいことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年3月31日に専決処分をし、平成26年4月1日施行としましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

お手元の条例改正資料新旧対照表は、38ページから41ページまでとなります。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の賦課限度額を見直すことにより、納税義務者間の税負担の公平性の確保を図ろうとするものであります。

国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を2万円、介護納付金課税額の賦課限度額を2万円引き上げ、それぞれ16万円、14万円とする内容であります。

また、低所得者対策の拡充として、被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については24万5,000円を乗ずる被保険者に世帯主を含めるとともに、2割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を10万円引き上げ、45万円とするものであります。

なお、附則につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令に合わせ、平成26年4月1日から施行し、改正に伴う国民健康保険税の課税適用年度は平成26年度分からとなります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。承認第3号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、承認第3号は、これを承認することに決定しました。

日程第6 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第6 報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

この報告は、町長提案説明のとおりですので、補足説明を省略します。

本報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第7 報告第3号 平成25年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第7 報告第3号 平成25年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 報告第3号 平成25年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

平成25年度から27年度までの3か年で設定しております町道3975号線橋梁及び道路整備事業と、平成25年度から26年度までの2か年で設定しております生涯学習施設改修事業の計2件の継続事業につきまして、平成25年度事業費の未執行額を通次繰越し、平成26年度の事業費と合わせて執行するもので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、議会に報告するものであります。

平成26年度へ通次繰越いたしました額は、町道3975号線橋梁及び道路整備事業につきましては、1億1,211万3,352円、生涯学習施設改修事業は1,361円であります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第145条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第8 報告第4号 平成25年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第8 報告第4号 平成25年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 報告第4号 平成25年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成25年小山町議会12月定例会及び平成26年小山町議会3月定例会において、小山町一般会計補正予算により、繰越明許費の設定を御承認いただきました10件につきまして、それぞれの繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

内容につきましては、平成25年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書に記載されておりますように、本町にある施設の将来あるべき姿や再配置の必要性の検討を行う公共施設白書等作成業務が276万4,800円、新東名高速道路（仮称）小山パーキングエリア周辺地区と湯船原地区の地区計画を策定する総合特区地区計画策定事業が800万円、町内3地区の地下水利用検討調査のための地下水揚水調査業務が550万円、県の補助金を活用する子ども・子育て支援システム構築等事業が540万円、富士山五合目電化事業が2,845万円、町道1056号線改良工事と町道3866号線の排水路改修工事の町道整備事業が2,121万1,000円、社会資本総合整備交付金事業で町道3975号線の道路敷地購入等の新東名関連町道整備事業が6,710万円、同じく社会資本総合整備交付金事業である橋梁長寿命化事業が4,634万8,000円、防衛からの補助事業で町道3866号線舗装工事の防衛施設道路整備事業が1,347万5,000円、須走彰徳山林会様からの寄附金で実施する須走中学校屋外トイレ建設事業が595万9,000円、以上10件、合わせて2億420万7,800円を平成26年度へ繰り越すものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第9 報告第5号 平成25年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第9 報告第5号 平成25年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 報告第5号 平成25年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

本件は、2月の大雪により、現場作業に取りかかれず、年度内に完了できなかった富士登山道須走口入口石碑改修工事の495万円、同じく須走東海グラウンド整備工事の205万2,000円、渇水期に実施する予定の調査が、大雪により延期となったことによる地下水利用調査事業の348万6,000円、2月の大雪により、現場に立ち入ることができなかったことによる林道峯坂線排水施設修繕の129万1,500円、富士山世界遺産登録、観光動向調査及び内陸フロンティア構想の動向等の実態把握や分析に時間を要したことによる小山町観光振興計画策定業務委託の287万1,000円、大雪による残雪のため、関係機関との協議が進められなかったことによるふじあざみライン入口誘導サイン設置工事の102万6,000円、3月に低温が続いたことから、融雪が進まなかったことによる除雪仮置場修繕の187万9,200円、工事着手後に地元との調整が生じ、理解を得るに不測の期間を要したことによる町道1272号線道路舗装工事の198万円、道路線形について、地権者との協議に時間を要したことによる新東名関連事業湯船・中島ルート測量設計業務委託の2,184万円、中日本高速道路株式会社と進めている用地買収において、年度内に登記が完了できないことによる新東名側道整備事業の864万8,305円、2月の大雪により測量業務が進められず、農作業時期と重なり作業ができなかったことによる都市計画道路の大胡田用沢線測量業務委託の421万2,000円、県が実施する用地買収に大幅な遅延が生じたことから、町で実施する用地買収の登記が年度内に完了できなかった農業用施設災害復旧事業の44万878円の計12件、合わせて5,467万6,883円を地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、事故繰越しましたので、同法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第10 議案第25号 土地の取得について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第10 議案第25号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第25号 土地の取得についてであります。

今回取得する土地は、平成26年度南藤曲宅地造成事業の事業用地として、小山町宅地造成事業特別会計により取得するもので、小山町藤曲字奈良橋丁940番の8外13筆、取得面積は6,032.71平方メートルであります。

契約の相手方は5名で、取得価格は5,139万8,685円であります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第26号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第11 議案第26号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第26号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正は、入居者の資格条件の一つとなっています配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律について、その一部を改正する法律が平成26年1月3日に施行され、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に題名の改称が行われましたので、第6条第2項第8号中の題名を改正するものであります。

また、第3条第2項で定めます町営住宅の設置の場所及び戸数のうち、別表中湯船団地の設置場所となっています湯船115番地の3の土地は、国土調査の際、湯船95番地の5に合筆されましたので、実態に合わせるため湯船115番地の3を削除するものであります。

また、公営住宅法に定められた耐用年数を経過しました大胡田団地の一部、木造平屋建て12戸の解体工事が平成26年3月に完了したことに伴い、大胡田団地の戸数を22戸から10戸に改正するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第27号 平成26年度小山町一般会計補正予算(第1号)

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第12 議案第27号 平成26年度小山町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長(室伏博行君) 議案第27号 平成26年度小山町一般会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1億8,380万7,000円を追加し、予算の総額を90億380万7,000円とするものであります。

はじめに、歳入の主なものについて説明いたします。

補正予算書の5ページをお開きください。

15款2項1目総務費国庫補助金を1,479万8,000円増額しますのは、住民生活を支える社会的基盤制度である社会保障・税番号制度のシステム整備に対する補助金であります。

次に、同じく4目農林水産業費国庫補助金を270万円増額しますのは、木質バイオマス発電事業化調査に対して、国から100%の補助をいただくものであります。

次に、16款2項2目民生費県補助金を702万円増額しますのは、少子化問題に対応するため、結婚、妊娠・出産、子育ての支援を行う事業に対する補助金であります。

次に、同じく4目農林水産業費県補助金を5,025万円増額しますのは、大雪により被災した農業用施設に対する支援のための補助金であります。

次に、6ページの18款1項2目総務費寄附金、同じく3目民生費寄附金、7目教育費寄附金につきましては、北郷地区の地域振興向上のため、一般社団法人綱山五徳会様から北郷地区の公共施設備品購入等へ289万7,000円を、また、株式会社丸善食品工業様から小学校の図書購入のため20万円を寄附していただくものであります。

次に、7ページにかけまして、19款2項1目総合計画推進基金繰入金を3,700万円増額しますのは、平成25年度に交付を受けた地域の元気臨時交付金を町道整備事業の財源とするため、繰り入れを行うものであります。

次に、20款1項1目繰越金を7,000万円増額しますのは、平成25年度からの繰越金の増額を見込むものであります。

次に、21款4項1目商工費元利収入を129万8,000円減額しますのは、勤労者住宅建設資金貸付

制度の預託金額の決定に伴い減額するものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

はじめに、2款1項3目会計管理費のうち説明欄(2)出納事務管理費を198万3,000円増額しますのは、4月の機構改革により臨時職員賃金を税務総務費から組み替えるものであります。

次に、同じく5目支所及びコミュニティ供用施設管理費のうち説明欄(3)北郷支所管理費を32万8,000円増額しますのは、先ほど歳入でも説明いたしましたが、一般社団法人綱山五徳会様からの寄附をいただき、北郷支所に折り畳み椅子を購入するものであります。なお、このほかに3款民生費できたごうこども園、9款教育費で北郷小学校・北郷中学校の備品及び生涯学習センターの備品購入等をするものであります。

次に、同じく7目電算管理費のうち説明欄(3)社会保障・税番号制度に係る整備費を1,875万円追加しますのは、先ほど歳入でも説明いたしました、国からの補助金で住民生活を支える社会的基盤制度である社会保障・税番号制度のシステム整備をするものであります。

次に、10ページの2款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち説明欄(2)戸籍住民基本台帳事務費を648万円減額しますのは、当初、番号制度導入に伴う住民基本台帳システムのみ改修を予定したものを、電算システム全体での改修としたことから減額するものであります。

次に、11ページの2款7項1目企画渉外総務費のうち説明欄(4)富士山総合施策費を93万3,000円増額しますのは、富士山静岡空港を利用する中国からの旅行団を、静岡県東部に滞在・観光してもらうことを目的に、ウォーキングイベントを開催する事業に対し、御殿場市、裾野市、小山町の2市1町で補助するものであります。

次に、同じく説明欄(5)企業立地振興費を5,400万6,000円増額しますのは、静岡県企業局が工業団地造成事業を行う湯船原地区において、水源調査と揚水試験を行う委託料4,752万円と、静岡県から技術職員の派遣を受けるための負担金648万6,000円であります。

次に、12ページにかけまして3款1項3目健康福祉会館管理費のうち説明欄(4)健康福祉会館改修事業費を500万円増額しますのは、平成27年度で改修を予定している健康福祉会館の工事に係る補助額が増額されたことから、実施設計額を増額するものであります。

次に、13ページにかけまして4款1項4目母子保健事業のうち説明欄(2)母子保健事業費を280万円増額しますのは、歳入で説明いたしました地域少子化対策強化交付金を活用し、成人式参加者等に出産前教育を行う講師への謝礼や消耗品購入費、映画「うまれる」の上映及び講演会に係る費用が主なものであります。

次に、5款1項2目農業総務費のうち説明欄(3)農業総務費を6,579万円増額しますのは、先ほど歳入でも説明いたしましたが、大雪により被災した農業用施設に対する支援の補助金であります。

次に、5款2項1目林業総務費のうち説明欄(2)林業総務費を270万円増額しますのは、歳入

でも説明いたしました。農山漁村活性化再生エネルギー補助金を活用して、平成25年度の調査結果をもとに、発電技術や発電事業主体に関する具体的な調査を行うものであります。

次に、14ページの6款1項1目商工業振興費のうち説明欄（4）勤労者支援費を129万8,000円減額しますのは、歳入でも説明いたしましたとおり、勤労者住宅建設資金貸付制度の預託金額の決定に伴い減額するものであります。

次に、7款1項1目土木総務費のうち説明欄（2）土木総務費を197万4,000円増額しますのは、平成22年9月の台風災害復旧事業が完了したことから、記念碑の設置及び除幕式を行うものであります。

次に、15ページにかけまして同じく2項4目公共道路整備事業費のうち説明欄（2）公共道路整備事業費を2,881万1,000円増額しますのは、町道3975号線の一色及び棚頭工区の用地買収に2,181万1,000円、物件補償細目協定に基づく中日本高速道路株式会社に対する負担金500万円と、分筆等登記事務に要する費用200万円であります。

次に、同じく4項2目都市計画費のうち説明欄（2）都市計画費を206万3,000円増額しますのは、景観重点地区整備計画の作成と市街化調整区域内の観光資源を有効に活用した土地利用を進めるために必要となる都市計画法第34条第2号の運用基準案を作成するものであります。

次に、9款1項2目事務局費のうち説明欄（2）事務局事務費を216万2,000円増額しますのは、歳入でも説明いたしました地域少子化対策強化交付金を活用し、子育てアドバイザー事業を行う臨時職員賃金であります。

最後に、17ページの12款1項1目予備費を315万9,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

ここで御報告の件があります。

本日まで受理した請願は、お手元にお配りしました請願文書表のとおり総務建設委員会に付託しましたので、報告します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月10日火曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

午前10時52分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 湯 山 鉄 夫

署 名 議 員 真 田 勝

平成26年第2回小山町議会6月定例会会議録

平成26年6月10日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	高畑 博行君	2番	阿部 司君
	3番	渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
	5番	池谷 弘君	6番	梶 繁美君
	7番	込山 恒広君	8番	池谷 洋子君
	9番	湯山 鉄夫君	10番	真田 勝君
	11番	米山 千晴君	12番	鷹嶋 邦彦君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	室伏 博行君	住民福祉部長	羽佐田 武君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
危機管理監	新井 昇君	会計管理者兼会計課長	相原 浩君
町長戦略課長	小野 学君	総 務 課 長	小野 一彦君
未来拠点課長	遠藤 正樹君	税 務 課 長	池田 馨君
住民福祉課長	秋月 千宏君	健康増進課長	米山 民恵君
地域防災課長	後藤 喜昭君	建 設 課 長	岩田 芳和君
農 林 課 長	遠藤 一宏君	商工観光課長	山本 智春君
都市整備課長	野木 雄次君	上下水道課長	池谷 和則君
こども育成課長	湯山 博一君	生涯学習課長	高橋 裕司君
総務課長補佐	鈴木 辰弥君		

職務のために出席した者

議会事務局長	小野 克俊君		
会議録署名議員	9番 湯山 鉄夫君	10番	真田 勝君
散 会	午後2時53分		

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

1番 高畑博行君

1. 小山町地域公共交通総合連携計画について
2. 健康福祉会館3階のリニューアルについて

7番 込山恒広君

1. 担い手農業者への支援について

8番 池谷洋子君

1. 高齢者の「見守りあんしん電話事業」について
2. 「男女共同参画」の視点で高める防災について

5番 池谷 弘君

1. 小山町の将来人口推計への対応について

9番 湯山鉄夫君

1. ごみに関する町民の認識と役割について

3番 渡辺悦郎君

1. 青少年健全育成のためのスポーツ振興について
2. 高齢者健康増進施策について
3. 小山町広告掲載要綱の取り組みについて

2番 阿部 司君

1. 救急医療センターの今後のあり方について
2. 小山町の木造住宅や公共施設の耐震化の状況について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 一般質問

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 これより一般質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

はじめに、1番 高畑博行君。

○1番（高畑博行君） 今回は、地域公共交通総合連携計画と、健康福祉会館3階のリニューアルについての質問を一問一答方式でさせていただきます。

まず、地域公共交通総合連携計画についての質問です。

本年3月に作成し、4月2日の議会議員懇談会において、町長戦略課から小山町地域公共交通総合計画、いわゆる金太郎公共交通計画の概要報告書素案が提出され、概略の説明を受けました。これによると、平成23年度末に町民及び巡回バス利用者にアンケートを実施し、小山町地域公共交通会議及び国へ調査結果を報告、24年11月から翌25年3月にかけて、巡回バスの再編や有料化と国庫補助等を活用する決定をした。更に、25年半ばから26年1月にかけて地域懇談会を実施し、3月に素案を協議したという経過が記されています。

また、4月からパブリックコメントを実施し、金太郎公共交通計画の策定と事業計画の協議をし、6月には中部運輸局静岡運輸支局に運行計画認定の申請をする運びであるという報告内容も記されております。

そうすると、今まで運行してきた5ルートの町内巡回バスは廃止され、新たな2系統のコミュニティバスが秋から運行されるわけです。本年度の当初予算もそれを見込んだ予算立てをしております。

しかしながら、利用頻度は少なかったとはいえ、今まで町内巡回バスを利用していた町民の中には戸惑いの声もあります。

そこで、まず町長にお伺いいたします。3月に提出された素案では、10年先を見通した計画案が盛り込まれていますが、平成12年から運行してきた町内巡回バスが果たしてきた役割をもとに、その評価と課題についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

また、今回提示された素案に盛り込まれた新たな金太郎公共交通計画についての町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

巡回バスの評価と課題についてであります。巡回バスは生涯学習センター及び健康福祉会館の設置に伴い、施設利用者のため、主に公共施設間を結ぶ目的で無料によりそれぞれ運行を開始したものであります。

その後、運行前の空き時間などを利用し、成美小学校、明倫小学校、足柄小学校、小山中学校における遠距離通学のための利用、小山高校、駿河小山幼稚園の通園、通学のための利用に拡大をいたしております。

巡回バスの利用者数は毎年約4万人の利用がありましたが、そのうちおよそ半数は通園、通学による利用者となっております。

また、一般の利用者については、高齢者が7割以上であり、特に女性の利用が多く、乗車目的も通院、買い物、あしがら温泉利用など、現在では、当初の目的でありました公共施設の利用から生活交通としての利用が主なものとなっております。

無料巡回バスの需要が生活交通へ利用が広がる中、路線バスと運行区間が重複する区間があり、路線バス利用者が減ることにより、更に路線バスの減便や廃止につながることを懸念されるところであります。

現在の巡回バスの運行は、アンケート調査や地区別懇談会において運行が分かりにくいとの御指摘をいただいております。また平均乗客数が1人以下となっている区間も多くなっております。更に、バスの老朽化による更新費用、運行にかかる経費も課題となっているところであります。

次に、金太郎公共交通計画についてであります。第4次小山町総合計画の基本施策の一つとして、移動しやすい公共交通の充実を位置づけており、地域公共交通の充実と活性化を目的に、主要事業として地域公共交通総合連携計画の策定を行うこととしております。

そこで、平成23年6月に地域住民の方々、交通事業者、行政の関係機関により構成する小山町地域公共交通会議を発足させ、巡回バスの再編のため調査事業を実施し、コミュニティバスの有償化などの協議を行い、行政アドバイザーの助言を受けながら計画の策定を進めてまいりました。

本年5月16日の会議において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通総合連携計画として金太郎公共交通計画が策定されたところであります。

計画の策定に当たり、地区別の分析、地区別懇談会などを実施しながら、公共交通の現況、課題について整理し、1つ目として誰もが使いやすい移動手段の確保、2つ目として、地域でつくり、支える公共交通の仕組みづくり、3つ目としてまちづくりと連携し、地区特性や利用状況に応じた公共交通の展開を目標に事業を実施することとしております。

昨年12月には、新たに交通政策基本法が公布、施行され、この法律により、公共交通だけでなく、まちづくり、その他の観点を踏まえ、連携を図りながら交通全般に関する施策の作成と実施について、地方公共団体の責務が明らかとなったところであります。

今後、小山町地域公共交通会議が実施主体となって、限られた財源を効果的に活用しながら計画を実現する必要があり、地域公共交通の維持・確保の実現、そして持続可能な公共交通体系の構築を図るため、町において調整を図りながら、公共交通会議において評価、見直しを繰り返し、更に地区別懇談会を継続的に実施し、計画の推進を図る必要があると考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

まず、生涯学習センターを交通結節拠点として、新たに町の東西交流を促進するコミュニティバスを生涯学習センターから須走方面と生涯学習センターから足柄方面への2系統として考えているようですが、その時刻や本数、バス停などの詳しい運行計画を伺いたいです。

地区別懇談会でも、運行ルート、バス停の位置、運行時間、運行本数の改善が全体的に求められており、利便性の向上が最も求められていましたと分析しています。そのような意見を踏まえての、今回の運行計画案であるはずですが、どのような配慮をしてその運行計画を作成したのかということも併せて伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 運行計画についてであります。まずルートにつきましては、須走から一色、富士小山病院を經由し、生涯学習センターを結ぶルートと、生涯学習センターから足柄駅、あしがら温泉、小山高校、桑木、御殿場プレミアムアウトレットを結ぶ2ルートを予定しております。

運行本数は5往復を予定しており、小山高校の登下校用に1往復、昼間は午前2往復、午後2往復を予定しておりますが、運行時刻につきましては、路線バス、JR御殿場線との連携が可能となるよう、また、需要に合った時間帯となるよう調整を進めているところであります。

バス停につきましては、現在検討中ではありますが、通過する地域の方々と調整し、詳細な位置を決める予定であります。

なお、コミュニティバスの運行に当たり、地域公共交通確保維持事業として国庫補助を、自主運行バス事業費補助金として県費補助を活用することとしております。

また、運行計画の策定は地域公共交通会議が主体となって策定することとなっているため、今月の24日に開催いたします会議において協議をしていただく予定となっております。

なお、運行開始後は地区別の懇談会を継続して実施しながら、地域公共交通会議において毎年評価を実施し、改善に取り組むこととしております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 素案では、町の南北方向をJR御殿場線と路線バスによって担い、東西方向をコミュバスの運行によって町内の移動を活発化させ、地域間の交流を促進する云々と記されています。

なぜ、現在ある5ルートから2ルートだけに減少させたのでしょうか。このコミュバス2ルー

トから外れた地域の住民にとっては、落胆と不安が存在します。なぜ2ルートだけにしたのでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 金太郎公共交通計画は、これまで実施主体も目標も、巡回バス、路線バス、それぞれが取り組んでいたものを、今後、利用者と関係機関が連携して計画の策定から事業の実施まで取り組むこととしたものであります。

そこで、昨年、第2回の地区別懇談会において、主要な立ち寄り先についてまとめていただきました。その結果、各地区とも目的地の大半が御殿場市茱萸沢周辺から東名御殿場インターチェンジ周辺の施設に立ち寄っていることが確認できました。また、国勢調査の結果から、通勤、通学の流動も御殿場市が最も多くなっております。

そこで、町内各所から御殿場市内までの交通については、既存の路線バスにより、今後も生活交通として活性化に取り組むこととしたところであります。路線バスにつきましては、ほとんどの路線が国庫、県費、町の補助を受けながら運行しており、通学、通勤、通院など、生活路線の維持確保のためにも、路線バスの利用促進、活性化は大変重要な取り組みと考えております。

コミュニティバスのルート検討に当たり、アンケート調査、地区別懇談会の結果から、通学、通院、あしがら温泉等への町内の移動利便性の確保として、東西方向となる須走と北郷と足柄を結ぶルートの確立が必要であることがわかり、整理したところであります。

また、コミュニティバス運行計画の検討に当たり、町の負担を他の事業実施も踏まえ、現状の巡回バス等の運行にかかる経費を超えないことを前提に計画しているところであります。

以上であります。

○1番（高畑博行君） このコミュニティバスは有料化を考えているようですが、どういう価格設定を考えておられるのか伺います。ワンコインなのか、距離による価格の違いがあるのか、説明願います。

また、なぜ有料化したのかということについても伺います。有料化にしないと国庫補助が得られないということなののでしょうか。長い間、町内巡回バスは無料での運行でした。今回の有料化への変更は、住民サービスの後退ではないかとか、利用者の減少につながるのではないかという懸念が持たれるわけですが、その点はどうでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 運賃につきましては、地域公共交通会議において協議し、決定することとなりますが、先月の16日に開催いたしました会議において、一定の地域を区切って、その区域をまたぐごとに運賃が加算されるゾーン別の運賃導入、それと町の財政負担が増えることのないよう、継続運行可能な料金設定、路線バス料金体系との整合、乗り継ぎ割引運賃の導入、他市町の施策や高齢者サービスとのバランス、児童生徒や高校生、高齢者や障がい者の負担軽減、定期券や回数券の導入について意見をいただいております。適切な収支率の設定も必要なことから、

現在、細部を検討しております。

なお、有料化につきましては、平成23年の地域公共交通会議設置当初から、会議において慎重に審議していただき、更にアンケート調査、利用者からの聞き取りなども実施し、公共交通として路線バスとの整合を図り、維持、持続可能な仕組みとするため、受益者負担についてはやむを得ないとの結論をいただいております。

また、運賃の設定方法によっては、利用者数に影響があると考えられますので、町負担と利用者負担のバランスを考慮しながら、適切な運賃体系となるよう、運行開始後も評価を繰り返していきたいと考えております。

そして、サービス面では特に巡回バスにおいて利用の大半を占めておりました足柄、成美、明倫地区の通学向けの利用を重視し、スクールバスとして学校のカリキュラムに合わせた運行を開始することといたしました。このことにより、これまで以上に遠距離通学者の登下校の安全確保が期待できるものと考えているところであります。

また、地区別懇談会において、あしがら温泉を利用したいという御意見を多くいただいております、足柄駅からのアクセス、町内各所からのアクセスを考慮した運行とし、利用者の拡大とサービスの向上に努めたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 有料化によって新たに入る収入額をどの程度だと見込んでいるのでしょうか。平成24年実績では、町内巡回バスに1,714万円の経費がかかっていたわけですが、有料化することで人件費や燃料代の必要経費とのバランスはどうなるのでしょうか。

素案の中の目標設定の項目では、利用者数では、現在の利用者数の維持を目指すとし、バス運行収納率では、現在の財政負担を超えない範囲とするとしていますが、その点にも触れて説明を願いたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 運行費につきましては、運行経費のおよそ15%を収入見込みの目安として考えております。この経費の試算でございますが、県の標準単価でありますキロ当たり347円18銭で計算いたしますので、キロメートル当たり52円を利用者全体で負担をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（高畑博行君） まだまだ検討している段階だというふうなことで、具体的な金額が示されない以上、これ以上議論になりませんので、次の質問です。

先ほども、なぜ2ルートなのかという部分は触れましたが、2ルートから外れる地域住民にとって、枝葉の地域は今後検討するという後回しでは、その地域に住む住民の納得が得られないのではないのでしょうか。

私は、今回のコミュバスへの変更構想と同時に、2ルートから外れる地域の対策も発表し、後

回しは避けるべきだったと考えているのですが、どうでしょうか。

また、2ルート以外はデマンド方式等も検討されているようですが、その検討状況や、2ルート以外の地域のサービス実施時期の目途についても伺いたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 最初に、コミュニティバスのルートから外れる地域の考え方についてでございます。

既存の路線バス、巡回バスにおいても町内の公共交通空白地区をカバーできていない状況に、現在、なっております。今後、人口減少と少子化により、現状のままでは公共交通の利用者の減少が続くこととなりますが、公共交通の維持確保は、町民の生活において重要な課題となります。

議員御指摘のとおり、現在、巡回バスが運行しており、かつ路線バスではカバーできない地域において運行を中止することについては、パブリックコメント及び地域公共交通会議においても適当ではないとの御意見をいただいているところであります。

この点につきましては、今年度内に結論を出すよう考えておりますが、それまでの間はスクールバスの空き時間を利用し、本数が減少しても継続ができるように、今、対応していきたいと考えております。

今後も地域別懇談会を継続的に実施し、地域の実情に応じた公共交通となるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、予約型の輸送サービス等のデマンドの検討状況についてであります。全国的にも導入自治体が増えております。しかし、中部運輸局管内の調査では、特定の利用者からのみの利用や利用者の減少、運行経費が高い、乗客1人当たりのコストが高い、地域構造に運行形態が合っていないなどの実情が確認できております。

また、デマンド型交通の多くはタクシー事業者が受託し、運行していることが多く、予約システム、車両の手配等はタクシーの既存の仕組みを活用できるため、経費を抑えることができますが、現在、小山町内にはタクシーの事業者や営業所がないことから、新たに車両、運転手を確保することとなりますと、乗車1人当たりの経費が高くなることが予想されるところであります。

連携計画では、定住促進策としてデマンド型など、新たな交通形態について、成美、明倫地区において検討することとしておりますが、町といたしましては、地域コミュニティの維持を重視し、地域のニーズに合った持続可能な仕組みとするため、町主導でなく、まちづくり協議会など地域が主体となった事業に対し、支援をしていきたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 私もデマンド方式の地域公共交通の実証実験を行ってきたり、実際行っている自治体は幾つか研究してきました。

議員の個人研修として、実際にその自治体に出向き、計画の詳細や実績、成果、課題などが多くあることも学んできました。今後も行く予定を組んでいます。

では、デマンド方式にもいろいろな方法があるわけですが、どんな自治体をモデルに検討しているのでしょうか、教えてください。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） デマンドサービスは、これまでの実施状況から、地域の実情に合ったものでなければ効果が得られないとのことであり、町内においても地域ごとに実情が大きく違うところがあります。

現在、国の地方分権の一環として、地方における輸送サービスのあり方の中で、これまで国の許可が必要であった有償運行サービスについて、地域公共交通会議で認めることによって有償運行が可能となるようにするなど、地域の実情に合った輸送サービスを地域で実現できるよう、検討がされていると伺っております。

このことから、ニーズに合った仕組みとするためには、地域が主体となった取り組みが不可欠であると考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 具体的モデル自治体名が出ないということは、そこまでの具体的検討が進んでいないということだと判断できると思います。

さて、先日、話を伺った南藤曲の女性の高齢者ですが、定期的に通院する病院に行くのに利用させてもらっている、この病院は独自の送迎バスサービスはやっていないので、町内巡回バスがなくなってしまうと困るとおっしゃってございました。本数が減少しても継続できるよう対応したいという、先ほどの答弁をいただきましたが、このような高齢者を見捨てない対応策を期待します。

さて、素案では今まで抱えていた町内巡回バスの問題点は、運行がわかりづらい、利用しづらいということが一番の問題点だったと分析しています。確かにルートが合わない、時間が合わない、何時にどこを通るのかわからないなどの声はじかに耳にします。

では、今回の改定に合わせて、運行マップや時刻表などの具体的改善策はどう具体化する考えなのかお伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） マップや時刻表につきましては、わかりやすく示したものの、例えば時刻表だけでなく、駅や主要交通拠点における周辺地図や乗りかえ案内マップの作成などを段階的に拡充したいと考えております。

更に、近年急速に利用者が増加しておりますパソコンやスマートフォンによる乗り継ぎ案内への情報登録を路線バス事業者等と協力し、早急に進めたいと考えております。また、これらを活用した案内表示の設置なども検討が必要であると考えております。

なお、金太郎公共交通計画の策定により、小山町地域公共交通会議の地域協働推進事業として、公共交通マップや時刻表の作成などの利用促進事業について、国庫補助が活用できることから、

平成27年度の申請を目指し、今年度中に地域協働推進事業計画の策定を進めたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 今までの町内巡回バスの利用者特性を見ると、高齢者が約7割と非常に多く、特に女性の高齢者の利用者が多い。一般男性の利用者は少ないという特徴が挙げられています。そういうことを考えると、幾らネット社会とはいっても、高齢者がインターネットのホームページを通してコミュバスの運行情報を得ることは困難なわけで、やはり紙媒体の見やすい一覧表の提供や、バス停ごとに時刻表を設置するなどのサービスが不可欠になると思うわけですが、その点はどうお考えになっておられるでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） まず大前提といたしまして、時刻表につきましては、運行開始前に各世帯、あるいは主要施設に配付をしたいと考えております。また、運行事業者においてバス停を設置し、併せて時刻表を掲示する予定であります。

時刻表や見やすい一覧表の作成に当たっては、コミュニティバスだけでなく、路線バス、JR御殿場線との乗り継ぎがわかり、各地域の需要に合わせ、時刻表や地図等の作成が地域公共交通の活性化には大変重要でありますので、地域協働推進事業において重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 車両の名称や、適切な車両サイズ、バリアフリー化などについても素案では触れていますが、その点の詳しい構想についても伺います。

これらの車両については、新たに導入するという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 本年10月開始に当たっては、まずは運行事業者の車両により開始をし、平成27年度中に新規車両の導入をしたいと考えております。

導入に当たりましては、利用者数を見極め、積雪時の走破性や地域性を考慮するとともに、富士山世界遺産のある町として環境にも配慮した検討をしてみたいと考えております。

なお、町民の方々に育てていただくコミュニティバスとなるよう、車両の愛称、デザインなどにつきましては公募により決定したいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） それでは、地域公共交通に関しては最後の質問になりますが、通園・スクール・通学バスも占有バスへの移行や見直しを検討するという記述がありますが、その点のお考えも伺いたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 通園・スクールバスにつきましては、金太郎公共交通計画におい

て巡回バスの再編による実施事業として位置づけをいただきましたので、遠距離通学者の安全確保、子育て世代の支援、定住促進策等の一環として駿河小山幼稚園、成美小学校、明倫小学校、足柄小学校、小山中学校においてマイクロバスとワゴン車を専用車両とし、10月から正式に開始する予定で、カリキュラムに合わせ、柔軟な活用を期待しているところであります。

なお、須走地区からの小山高校の通学バスにつきましては、コミュニティバスにより対応したいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 現在の町内巡回バスからコミュニティバスへ移行するに当たり、まだまだ検討を加える点も多いようですが、ぜひ現在の巡回バス運行から大きくサービス低下を来さない配慮を期待したいと思います。

では、2つ目の質問に移ります。2つ目の質問は、健康福祉会館3階のリニューアルについての問題です。

昨年12月議会最終日に、町長は健康福祉会館のゆったり湯の再開はしないことを明言しました。そして、様々な意見を伺いながら、3階のリニューアルに取り組む方向で考えていきたい旨の発言をされました。その後、今までのゆったり湯の部分の取り壊し、改修していく方向で動き出しているという認識をしているわけですが、このゆったり湯跡の利活用を具体的にどう考えておられるのか、質問したいと思います。

まず町長に伺います。健康福祉会館というネーミングと、この施設の設立当初の理念があるはずですが。それを考えたとき、町民の健康福祉増進の拠点として、どうあるべきだと町長は考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

健康福祉会館につきましては、健康福祉会館の設置及び管理に関する条例に規定しておりますが、町民の健康増進、福祉の向上、コミュニティの発展及び地域防災の拠点として設置したものであります。

平成25年度におきましては、年間で3万9,000人の利用があり、各種健診、予防接種や健康教室などの保健事業の実施のほか、一般の利用では消費者展、老人クラブの趣味の作品展示会、婚活セミナーや小学校の通学合宿等のイベント、福祉団体の会合や交流など、障がいのある方々につきましても御利用いただいております。

今後も町民の健康増進、福祉の向上を目指し、地域の人達が集えるようなコミュニティの拠点として、より親しまれ、活気のある施設であるべきものと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をさせていただきます。

当面、防衛補助金を活用してリニューアルをし、3階のゆったり湯の風呂場部分を取り壊し、

高い天井も低くし、フローリングのスペースに改修するという話を伺っています。

ところが、町民に対しても議会に対しても、風呂場跡をどのような活用構想があるからフローリングのスペースにするんだという説明はいまだにありません。

そこで、そのフローリングスペースの具体的利用構想について、現在、どのような利用をしようと考えておられるのでしょうか、質問をいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 高畑議員にお答えいたします。

健康福祉会館の3階部分につきましては、災害時の避難所として、浴室跡はフローリング仕様として一体的にスペースを確保できるよう検討しております。

利用構想につきましては、健康福祉会館の位置する成美地区、区長様や利用者の皆様から御意見をいただきながら、平常時におきましては3階フロアでの各種健康教室の実施や、様々な利用形態を検討しているところであります。

以上です。

○1番（高畑博行君） とりあえず風呂場部分を壊し、フローリングの部屋にするというだけで、具体的活用方法は後回しでいいのでしょうか。私は、それは問題だと思います。この改修に併せて具体的ビジョンは既に持つておかなければならないのではないのでしょうか。

今現在、健康福祉会館には複数の会議室や多目的室があるわけで、更に同じような部屋をつかってどうするんだという疑問の声が上がっても当然です。

なぜこの風呂場取り壊しに合わせて将来的活用のビジョンを持てなかったのか、お聞きいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 再質問にお答えします。

3階部分の活用ビジョンについてであります。先ほども回答いたしました。健康福祉会館は町民の健康増進、福祉の向上、コミュニティの発展及び地域防災の拠点として設置したものであります。

健康福祉会館は、東日本大震災や平成22年の台風災害、そして今年2月の大雪災害の経験を踏まえ、1階を救護所、2階は災害ボランティアの受け入れスペースとして、3階は避難所、宿泊スペースとして、衛生面の観点から土足禁止エリアで検討しております。

また、平常時には地域の活性化や住民の交流の場、お達者度向上のための取り組み、富士山を見ながら、心と体の健康づくりを提供できるフロアを目指して、現在、検討しているところであります。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 私は、改めて先月長泉町の健康づくりセンターウェルピア長泉を訪問し、担当者から、特にマシンルームについてお聞きしてきました。この施設は当初つくる予定はなか

ったそうですが、長泉町民の要望で実現したそうです。施設設備は町が行い、シンコースポーツ株式会社という委託業者が運営しています。既に2,000名を超える初回講習会受講者があり、毎月3,000から4,000名の利用人数を数え、順番待ちの人気です。町民の利用料は1回100円で、マシンは計24台あり、5年間のリース契約ということです。

私は、本町の福祉会館の目玉ともいべきゆったり湯を閉鎖した後、幾つも同じような会議や集いのスペースばかり増やしても意味がないと考えます。そこで、このウェルピア長泉のような多くの町民が押し寄せるような場所に変貌を遂げることができたら素晴らしいと思うわけですが、そのようなマシンルームやトレーニングルームの検討はしておられないのでしょうか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 長泉町につきましては、筋力トレーニングを目的としたマシンを置き、20代から50代の利用が大変多いと聞いております。若い世代に魅力のある施設であることも大切ですので、参考にしながら、当町における地域の人口構成、また地域特性を踏まえて運用を考えてまいりたいと考えております。

マシンのトレーニングにつきましては、本町は総合体育館内に整備されておりますので、健康福祉会館では血行や体の代謝をよくするストレッチ、また体調改善のための軽運動、ヨガなど、心と体のバランスを整えるメニューや、趣味活動の一つとして続けていける運動を中心に、日常の身体活動を増すような場の提供を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（高畑博行君） 健康増進課長も、このウェルピア長泉は実際に訪問し、担当者から全体施設や企画運営面でいろいろお聞きしていると思います。特にマシンルームなどを見学し、どんな感想をお持ちになられたでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 再質問にお答えします。

ウェルピア長泉のマシンルームなどの感想ではありますが、長泉町は高齢化率が低く、若い世代の多い町であります。そのニーズに対応した筋力トレーニングマシンやインストラクターを多数配置するなど、運営にも大変経費をかけている施設であると感じました。

そういう意味で、町におきましても、限られた財源の中で地域特性や健康課題に対応するような施設となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 現在、小山町総合体育館内にあるトレーニングルームのマシンの利用状況を知りたいです。私が把握している限りでは、極めて利用頻度が低いと感じています。

では、なぜ利用されないと思いますか。お聞きしたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） 小山町の総合体育館のトレーニング室の利用状況であります。

過去3年間を見ますと、平成23年度が1,563人、月平均130人、平成24年度が1,272人、月平均106人、平成25年度が494人、月平均41人となっております。

平成25年度の利用者が減少しているのは、総合体育館の改修工事の影響、平成25年7月からの利用料の改定、2月の大雪による臨時休館などが影響していると考えております。

利用者が少ない原因であります、専任トレーナーの不在、民間トレーニング施設があること、トレーニングマシンの老朽化などが原因ではないかと考えております。

以上でございます。

○1番（高畑博行君） 本当に利用頻度が低いですね。先月行われたNPO法人小山町体育協会定期総会の収支決算報告書に記されたトレーニングリース代は19万3,200円です。

先ほどの答弁の中で、利用されない理由に触れていましたが、生涯学習課長と同じ意見の部分もありますが、私はこう思います。利用頻度が低い理由は、1つ目はマシンが古過ぎる。2つ目は部屋の環境、雰囲気寂し過ぎる。3つ目は、指導、援助する常駐の指導員がいない。4つ目はどういうマシンを使ってどういうトレーニングを積み上げてきているのか、また、成果はどうかといった情報のデータ化ができていない。5つ目は、こういうマシンを使ってトレーニングしませんかというアピール不足などが挙げられます。

逆に、ウェルピア長泉は、それらを全て改善し、カバーしているわけです。ウェルネスキーというキーを利用者一人一人に持たせ、トレーニング内容までデータ化して管理する、この提案をしてきたからシンコースポーツ株式会社に委託したということです。

さて、こういうトレーニングルーム、マシンルームを体育施設に置くべきか、健康福祉施設に置くべきか、はたまた両方にあってもいいじゃないかという点は議論を呼ぶところですが、その点はどういうお考えでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） 再質問にお答えします。

マシン等の設置についてですが、それぞれの施設の目的に合ったマシン等を整備していく必要があると思います。

総合体育館に置いてありますトレーニングマシン等は、平成8年に備品として設置したものが多く、以降、更新されておられません。今後は計画的にリースなどを使って更新していく必要があると思います。

以上であります。

○1番（高畑博行君） マシンを使ってトレーニングする部屋を総合体育館内の施設として継続するのか、健康増進目的の一つの目玉として、健康福祉会館3階に新たに開設するのか、それによって大きく左右されますが、もし健康福祉会館にオープンとなったら、その話題性は極めて大きいはずですよ。

仮に規模は長泉より小さくても、それらの運営をスポーツジム等のプロの業者に任せ、公設民営の方式をとって、積極的な運営を図っていく方法も一つの方法だと私は考えますが、そのような攻めの構想は考えられないのでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） トレーニング室につきましては、従来どおり総合体育館内の施設として存続させ、健康福祉会館の運営委託などについては、県内外の保健センターの先進事例や民間への指定管理等を含め検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 私は、もし健康福祉会館3階の風呂場跡にマシンルームなどができ、大窓から見える富士山に向かって走ろうとランニングマシンにずらっと並んで汗を流す多くの町民の姿を想像すると、夢が膨らみます。

また、すぐそばにある駿河小山幼稚園に子どもさんを送ってきたママ達が、そのままマシンルームに流れていき、マシンを使って運動する姿を予想したり、マシンルームの隣では高齢者向けの健康体操が行われているような景色を想像すると、元気が湧いてくる気にもなります。

総合体育館にあるトレーニングルームも存続するというなら、筋トレ中心のマシンは体育館に、ストレッチや有酸素運動中心のマシンは健康福祉会館へというようにすみ分けをしても言いと思います。

健康志向の時代、多くの方が適度な運動と健康管理に高い関心を示しています。民間ではカーブスなど、女性のフィットネスクラブも大人気です。しかも、お達者度を上げようと健康マイレージ事業等にも町は乗り出そうとしているとき、健康福祉会館3階の利活用問題は、町の姿勢が問われる問題だと言っても過言ではありません。

安易に会議や集会ができる部屋、災害時の避難場所で終わらせるのではなく、ぜひ前向きな利活用の検討を期待して、私の質問を終了させていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 込山恒広君。

○7番（込山恒広君） 私は、一括質問でさせていただきます。

担い手農業者への支援についてでございます。

政府は5月27日に2013年度の農業白書を閣議決定し、食料供給、国土や生物多様性の保全など、様々な機能を持つ農業、農村の重要性を強調した。その中で、農村・漁業の施業者2%未満の市町村では、40年の人口が10年比で約10%減少する一方、農村・漁業者が10%以上の市町村では、

約33%減るとの推計をしました。農業生産活動が弱体化し、地域資源の荒廃が懸念されていると警告を鳴らしました。

このような状況の中で、町では今後農業の生産効率を目指して、大規模ほ場整備が進んでおります。トラクターなど、農業機械の大型化、また、コシヒカリのブランド化による流通機構の開拓、6次産業対策も必要となっておりますが、とりわけ問題なのは、それを行う後継者対策、特に40歳以下の認定の農業者の養成と財務体質の強化が進んでいないところでございます。

平成23年度、7月に一色部農会で実施した農業意向調査によれば、後継者のいる農家は約6割、逆に残りの4割の農家が後継者なしか不明と回答。このことは、4割の農家が、将来リタイアの可能性があるということを示しております。その理由として挙げられているのは、「機械代が高い」が46%と高く、続いて「もうからない」37%と続いております。

今後の設備投資である農業機械の更新については、58%の農家が設備の更新はしない、壊れたら終わりと回答。農業の継続を考えている農家も、これ以上借金をしてまで規模拡大を望まず、現状維持が97%という結果でございました。

このことは、せっかく整備した大型ほ場も、施策を講じなければいずれは担い手不足で耕作放棄地となってしまう可能性があります。認定農業者及び担い手農家は財務体質の弱い個人農家が大半ですので、次の補助が必要と考えますが、町長のお考えを伺います。

1として、6次産業化に対し、経費のかかる販路拡大及び異業種交流を目的とした展示会等への出展、農作物の販路にかかわる経費などへの補助について。

2といたしまして、経営効率化や大規模ほ場に適した大型機械の導入を促進するためのイニシャルコストの補助について。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 込山議員にお答えをいたします。

はじめに、6次産業化に関する経費の補助についてであります。

議員御指摘のとおり、地域の農林水産物や資源を活用した6次産業化の取り組みを推進することは、地域活力の向上を図るために重要な取り組みであると認識をいたしております。

町の6次産業化の取り組みとしては、昨年度、農業生産法人、株式会社富士小山企画において、同社で生産している金太郎トマトを活用したアイスとシャーベットの製造及び販売について、計画を策定し、この計画が農林水産大臣から認定をされました。その際、6次産業化プランナーの活用や、パッケージデザインの検討、販路開拓のための市場調査など、県と連携し、県等の補助事業を活用し、推進をしてまいりました。

また、町の三来拠点の取り組みの中で、小山パーキングエリア周辺地区等で地場産品を利用した6次産業の構築を図っていくこととしております。

今後とも、国や県の補助事業等を活用しながら、農林業者の負担が軽減されるよう、新たな取

り組みを支援し、地域経済の持続的な成長へつながるよう努めてまいります。

次に、大型農業機械導入のための補助についてであります。

本町農業が成長産業として発展していくためには、認定農業者等、担い手を核とした力強い農業構造の構築が重要であります。そのため、担い手の農業経営の規模拡大や6次産業化の取り組みを進め、経営所得の安定化を図ることが必要であることは、議員御指摘のとおりであります。

規模の拡大に関し、町では農業の生産効率向上を目指し、ほ場整備による優良農地の確保を計画的に進めているところであります。

国においては、今般、担い手への農業利用の集積、集約化と耕作放棄地の発生防止解消を進めるため、農地中間管理機構を制度化し、農地利用の効率化の促進と農業の生産性の向上を目指しているところであります。

農業を取り巻く環境は、後継者不足や耕作放棄地の増加など、更に厳しい状況となることが予想される中、これらの課題を克服するためにも、認定農業者への期待はますます大きなものとなってまいります。

担い手の経営所得の安定化のためには、経営に着目した支援が必要であり、議員御指摘の農業機械の大型化への対応については、国が利子助成を行う農業制度資金の活用や、経営規模を拡大するための農業用機械導入に対する補助制度を活用することが重要であると考えております。

したがいまして、これらの国の助成制度が有効に活用できるよう、引き続き小山町認定農業者協議会などの場で説明するとともに、要望を聞き取りするなどし、担い手の育成支援に努めてまいります。

以上であります。

○7番（込山恒広君） 私は再質問でございますが、今回の答弁ですが、常識論的な答弁でございますので、もっと具体的に町自体の特徴ある、細かな助成制度はあるかどうか、なければ検討していただくことはできるのか。

それから、次に、将来の農業を担う中心農業者を確保するために、40歳以下の認定農業者の加入が少ないようですが、他業種へ勤めている方が多いので、そのような方々のために、農業に理解ある人達を準認定農業者制度として創設したらどうかと私は提案いたしますが。

以上、提案いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 込山議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

町の助成制度についてでございますが、この制度につきましては、国の方で手厚く制度ができておりまして、また、県のそれにかかわる補助もございます。町としては、今、この補助制度をつくる考えはございません。

それと、40歳以下の若い方のニューファーマーの話がございました。これにつきましては、認定というお話でございますが、なかなかこれをクリアするには、いろいろ諸条件がございます、

そういう方々が、意欲ある方が出てこられて、諸条件を満たす人がいた場合、それは喜んで認定をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、8番 池谷洋子君。

○8番（池谷洋子君） 私からは2件の質問をさせていただきます。

1件目は、高齢者の「見守りあんしん電話事業」についてお伺いいたします。

当町では、現在、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、65歳以上の高齢者世帯に緊急通報システムを導入しています。

今、全国的に高齢者に関する諸問題が懸念されている中、特に高齢者の孤独死が問題視されています。

そのような中、先進事例として、千葉県いすみ市は平成24年10月から65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、見守りあんしん電話事業を展開しております。

これは、自宅に設置された非常ボタンを押すことで、市が委託した警備業者が自動体外式除細動器、いわゆるAEDを搭載した車両で駆けつけ、安否確認とともに、万が一の場合は心肺蘇生の初期対応を可能にした取り組みをします。この事業は、急病やけがをした高齢者の早期発見、何より孤独死を防ぐことが狙いです。

希望者には市の職員と警備業者から事業説明があり、無料で専用機器の設置とその後のサービスを受けることができます。専用機器設置とサービスは市が全額を負担しています。

この専用機器は、携帯可能な非常ボタン、人感センサーや火災センサーなどです。24時間365日の態勢で、電話をかけられなくてもボタン一つで市内の待機所から救命講習を受けた警備員が駆けつけ、必要に応じて消防署への出動要請も行います。

また、人感センサーなどから、一定時間人の動きが確認されない場合も同様の対応がとられるということや、自宅周辺に不審者がいる場合にも、このサービスを利用することができ、高齢者の防犯対策にも一役買っているとのことでした。

そして、見逃していけないのが、家族とともに住んでいても、家族が働いているため、日中1人で過ごされている高齢者の方々です。私は、その方々から不安の声を聞いています。転んで助けを呼べない場合や、突然具合が悪くなったときどうしようという声です。小山町においても、こうした方々をひとり暮らしの方と同様に扱っていくべきと考えます。

町においても、65歳以上のひとり暮らしの高齢者は、現在777人、高齢者世帯は1,398世帯、日中1人で過ごされる方々の数は把握できていませんが、そうした方々が安心して日常生活を送れるように、また、今後の超高齢化社会に対する取り組みとして、この見守りあんしん電話事業を期待いたしますが、町の見解をお伺いいたします。

2件目は、「男女共同参画」の視点で高める防災についてお伺いいたします。

過去の阪神淡路大震災、東日本大震災の貴重な経験を踏まえ、小山町としての現在の取り組み

についてお聞きしたいと思います。

はじめに、県下35市町の防災会議に占める女性の割合は、平成25年4月時点では委員数24名に対し、女性委員は2名で、比率は8.3%、県下5番目と上位です。ちなみに、町の部では吉田町に次いで2番目です。

そこで、性別、立場により異なる被災時の対策についてお伺いいたします。

1点目は、プライバシーや衛生、安全など、生活環境についてお聞きします。

仕切りや更衣室がない場合、プライバシーが確保できません。また、入浴時の乳幼児や要介護高齢者の対応について、更に避難所の中に障がい者、乳児、認知症の人など、避難所にいづらいつ方がいますが、その対応についてお聞きします。

2点目は、治安、暴力などの安全・安心について伺います。

災害時には女性へのDVや性被害が増加することが予測されます。夜間照明やトイレは男女別なのか、設置場所の工夫についても伺います。

また、避難所や地域へ災害時の安全・安心に関する啓発、更に相談窓口情報の提供や巡回についてお聞きします。

3点目は、物資管理など、避難所運営について伺います。

高齢者のおむつ、小児用のミルクやおむつ、女性の下着、生理用品などの常備についてお聞きします。

また、避難所に女性リーダーの配置はあるのか。下着や生理用品などの配付は女性が女性に対して行うなどの配慮、また要望を出しやすい、このように考えますが、いかがでしょうか。

更に、在宅避難者への物資や食料配布についてもお聞きいたします。

4点目は、炊き出し、介護、子育ての対応について伺います。

大変な環境の中で、女性のみが過度の負担の集中にならないか心配です。この点をお聞きいたします。

5点目は、心身の健康についての対応です。

ストレスや慢性疾患の悪化などの不安があります。医療従事者の派遣や巡回、相談窓口などについての考えをお聞きします。

6点目は、意思決定への参画について伺います。

自主防災組織に女性の参画はあるのか。また、障がい者や外国人の参画についても伺います。

以上、2件の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

はじめに、高齢者の「見守りあんしん電話事業」についてであります。

全国的に高齢化が急速に進展している中、小山町におきましても65歳以上の人口は平成26年4月1日現在、4,998人で、人口に占める高齢化率は25.4%となっており、このうちひとり暮らしの

方は11%の、約550人となっております。

こうした中、全国ではひとり暮らしの高齢者が誰にも看とられることなく亡くなられたり、死後、かなりの時間が経過してから発見されるという、いわゆる孤独死が新聞やテレビ等で報道され、大きな社会問題になっております。

町ではこのような悲惨な状況が起らないよう、高齢者見守りネットワークを構築し、町ぐるみで高齢者を見守る態勢を強化いたしております。

昨年度は見守りに関する協定を締結していた新聞店、牛乳販売店、生活協同組合等に加え、新たに郵便局、警察署と協定を締結するとともに、町内の店舗や事業所にも参画依頼を行い、現在133の事業所等に御協力をいただいております。

その成果として、本年2月の大雪の際にも、地元自治会や民生委員の御協力により、主に高齢者を対象とした訪問や電話等による安否確認や支援が行われ、被害の防止に大きな力を発揮しております。

議員御質問の緊急通報システムにつきましては、昭和58年に小山町社会福祉協議会が導入し、平成15年度からは町の事業として実施をいたしております。

この事業は、65歳以上のひとり暮らし世帯や高齢者世帯等で、体に不安を抱え、日常生活に不安を持つ方を対象に、ペンダント型発信器をお持ちいただき、緊急事態が発生した際、発信器のボタンを押すことにより、協力者及び消防本部に連絡が届き、迅速な対応ができるシステムになっており、毎月の使用料を町が助成いたしております。

平成26年4月1日現在の利用者は44名で、平成25年度中に発信器から消防本部への通報は5件で、このシステムにより一命を取り止めたケースもあり、本事業が孤独死防止に対して一定の効果があるものと認識をいたしております。

御質問あります千葉県いすみ市の事例ではありますが、平成24年度以前は本町と同様に緊急通報システムを導入いたしておりました。ところが、消防事業の広域化や集約化に伴い、各家庭の通報装置から消防本部へ直接通報できていた仕組みを実施することが困難となったため、その対応策として、通報者と消防本部との間に民間警備会社が展開するホームセキュリティーサービスを取り入れた現在の仕組みになったものとお聞きいたしております。

御殿場市小山町消防本部に確認したところ、当分の間、現在の事業に支障はないと確認しておりますので、現行システムを継続してまいりたいと考えております。

今後も高齢者見守りネットワークを更に推進し、地域の皆さん、事業所、行政等で高齢者を支える体制づくりを強化しながら、孤独死の防止に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○危機管理監（新井 昇君） 池谷洋子議員にお答えします。

「男女共同参画」の視点で高める防災についてであります。個別の質問に対する答弁の前に、

防災における男女共同参画と避難所運営についての御認識の共有をお願いしたいと思います。

まず、防災における男女共同参画の視点の必要性ですが、静岡県が策定している自主防災組織活動マニュアルによりますと、阪神淡路大震災や東日本大震災などの大災害では、性別や年齢、障がいの有無などによって被害の程度が異なりました。また、被災した人々の多様性を考慮せずに、誰に対しても同じ支援を提供して、皆平等という発想では、必要な支援が得られない人がつくり出されることとなります。

男女のニーズの違いや人の多様性の視点を取り込んで防災体制を築くことが二次的被害を可能な限り小さくとどめ、困難を減らすことにつながります。

次に、避難所運営ですが、県の避難所運営マニュアルでは、避難所の開設は原則として市町の職員が施設管理者の協力を受けて行い、避難所の運営は自主防災組織の役員や避難住民の意見により推薦された人などが中核となって陣頭指揮を執り、避難所の運営に当たることが明記されておりますので、これらのことを踏まえて答弁させていただきます。

1つ目にプライバシー、衛生、安全についてであります。

町の役割から要介護高齢者、障がい者、認知症の人などについての対応といたしましては、町内の公共施設の現状から、健康福祉会館や町内の民間福祉施設などを福祉避難所として活用することとしております。

一方、更衣室や授乳室、洗濯干し場などは運営組織が行う避難所運営の中で、ニーズに応じた建物の使用区分などを定めてもらいたいと考えております。

2つ目に、治安、暴力などの安全・安心についてであります。避難所の夜間照明機材やトイレの備蓄などは町で準備しておりますが、避難所の防犯に関しては運営組織で検討していただき、夜間当直体制をとること、外部者の出入り制限や夜間の巡回などを行う避難所の安心・安全の確保をお願いしたいと考えております。

3つ目に、物資管理など、避難所運営についてであります。

通常、避難所では物資管理、配給を行うこととなります。これも基本は避難所運営組織で行っていただきますが、物資の種類と在庫数は常に把握しておく必要があり、避難者やボランティアなどでシステム管理を行うこととなります。

また、配給方法は衣類や毛布のように全員平等に配布するもの、乳幼児や女性の生活用品のように、必要な人が取りに来るもの、トイレトペーパーのように全員が共同で使用するものと区分した配給となります。このため、町は各避難所でのニーズのある物資を迅速に調達し、配給することが役割となります。

一方、発災当初は物資の調達は容易にできないため、衛生用品などは多少であります。平成25年度から備蓄を開始しております。

4つ目に、炊き出し、介護、子育てについての対応についてであります。

まさにこの分野が男女共同参画の課題の一つであります。東日本大震災で男女が直面した困難

の中で、女性のみが炊き出しを長期間担当した避難所が多く、介護、子育ても同様であり、日頃の課題が災害時に凝縮された状況であったと報告されております。このため、避難所運営においては、男女の役割を固定的に考えないように運営していくことが必要です。

5つ目に、心身の健康についての概要についてであります。

町としては、医療救護計画により避難所の近傍や地域の中心となる公共施設に救護所を開設することとしております。一方、国や県の計画では、DMAT、すなわち災害派遣医療チームを派遣することとしており、東日本大震災の岩手県大槌町では、各避難所内に診察室が開設されました。また、御質問の心身相談窓口は看護師や保健師が相談に乗っていただけるものと考えております。

6つ目に、避難所運営における意思決定への参画についてであります。

小山町の自主防災組織においては、女性防災リーダーを配置している区があります。これらの区におきましては、当然意思決定において参画しているものと考えております。また、外国人の参加につきましては、町内外国人の方は世帯に含まれている方が大半であり、現状は意思決定に参加するまでには至っていない状況と考えております。

いずれにいたしましても、女性が意思決定に参画していただくことにより、女性や多様なニーズを持つ人々に配慮した避難所運営ができるものと考えております。

最後に、男女共同参画の視点で高める防災において、行政は災害時にリーダーシップを発揮できる女性を増やすことや、被災した人々の多様性を考慮した物資の備蓄、避難所運営に必要な資材の準備などを着実に進めることと、自主防災組織をはじめとする町民への男女共同参画による共助の意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○8番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

はじめに、高齢者の「見守りあんしん電話事業」についてです。

この事業の対応についてですが、民生委員、新聞店、その他協力員の対応には、私は限界があると思います。次の5点を再質問させていただきます。

1点目は、24時間、365日、緊急時に連絡がとれない、即座に駆けつけられない、このようなことが考えられますが、いかがでしょうか。

2点目は、専門家ではないので、現場での的確な迅速な対応はとれないのではないのでしょうか。

3点目は、鍵の預かり等ができず、家の中まで入って確認ができないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

4点目は、消防の対応は、当分の間、現在の事業に支障はないということですが、これから超高齢化社会になっていきます。通報件数が多くなり、誤報などの率が高く、消防の日常活動に支障をきたすのではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

5点目です。これが何より一番懸念される点です。それは、異常事態把握の限界です。緊急ボ

タンや通報ボタンなど、本人自身がアクション、つまりボタンを押さない限り、異常事態に気づくことができないという点です。これは、本人や離れて暮らしている家族が一番恐れている限界です。誰かが気づくときは、もう時間が経過して取り返しのつかない事態になっていることも考えられます。

先ほど話しましたが、人感センサーがあれば、一定時間人の動きが確認されない場合、すぐに駆けつけ、対応ができるということです。この異常事態把握の限界について、町はどのような対処を考えているのかお伺いいたします。

次に、「男女共同参画」の視点で高める防災について、5点再質問をさせていただきます。

1点目は、福祉避難所になぜ近い地域の公民館などが使用できないのか、お伺いしたいと思います。

2点目は、先ほどの質問で、避難所に女性リーダーの配置はあるのか、お伺いいたしました。下着や生理用品など、また、乳幼児の生活用品などは女性が女性に対して行うなど、細かい配慮が必要だと考えます。また、女性ならではの、要望も出しやすい点もあります。再度、避難所に女性リーダーの配置はあるのかお伺いいたします。

3点目は、炊き出し、介護、子育てへの対応です。危機管理監も避難所運営においては男女の役割を固定的に考えないように運営していくことが必要だと答弁されました。本当に女性の負担が多くて大変です。日頃から男性にも炊き出しや介護ができるよう、何らかの形で訓練が必要かと考えます。この点、町がどうアクションを起こしていくのかお伺いいたします。

4点目は、自主防災には全ての区に女性防災リーダーを配置すべきと考えます。配置されている区はどのくらいで、何名でしょうか。また、配置されていない区はどのくらいでしょうか。更に、女性防災リーダーの教育について、町の考えをお聞きいたします。

5点目は、意思決定への参画で、先の質問で外国人は参画はしていないということですが、障がい者の参画についても伺いました。障がい者の参画はありますか、いかがでしょうか。

以上、再質問とさせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 再質問にお答えをいたします。

ただいま5点ほど懸念されることを御質問されましたけれども、それらにつきまして、1点1点、全て細かく回答はできませんけれども、人命につきましては大変重いものというふうに私も及ばずながら心得ているつもりです。高齢者が安心して暮らしていけるような、一つの手段として、議員御提案の千葉県いすみ市さんの事例等を参考に、今後、検討させてもらいたいと思います。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○危機管理監（新井 昇君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目、福祉避難所に公民館ができない理由ですが、公民館はバリアフリーとかそれから要介護者のための設備ができていないものについてはすることは可能だと思っておりますが、現在の小山町の公民館のほとんどは、そういう部分でのお風呂の入浴施設なり、それからバリアフリーになった玄関のつくりとかというのはなっていない現状でありますので、これらの条件がクリアできれば、その公民館は福祉避難所にしても何ら差し支えないと私は考えております。

2点目、避難所に女性リーダーの配置はとありますが、まさに先ほど申したとおり、各地区の避難所の運営の中で、その地区の組織の中で女性リーダーを配置していただくことが理想であると思っております。

この点につきましては、当初、避難所の立ち上げのときは、町の避難所開設のための派遣チームには必ず女性も含んで運用する体制はとっております。しかし、その後の運用は、先ほど申したとおり、いろいろなどころで言われているとおり、最後運営するのは、その地区の自主防の組織にやっていただくのが原理原則になりますので、その中での女性リーダーの活用ということで御理解いただきたいと思っております。

3点目の質問ですが、炊き出し、それから子育て、それらについての男性の訓練のアクションはということですが、これはなかなかある種難しいところがありますが、毎年12月に行っております地域防災訓練等において、例えば男女の役割を変えた避難所の運営とか、そういうことをやっていただくことによって認識をしていただけることが一つの方法であるのかなと思っておりますので、今年度の地域防災訓練の前には、一つの提案として各地区の自主防にはこんなことの一つも科目として提案をしてもいいのかなと、今考えております。

それから、自主防災リーダーで女性を配置している区は、現状、11区14名です。したがって、配置されていない区は残りの29区となります。これらの教育については、今、これが一番課題でありまして、この女性のリーダーを、やはり誰か強い意思を持って先導していただくような、そういう女性リーダーをつくるのがまず先決かと思っております。

例えば、今、ある区の女性リーダーの方は、去年、自らの意思で自ら県でやっておりますふじのくに防災士の資格を取りにいったら、今年度から、前も女性リーダーであったんですけども、そういうことをやっていただいています。

まさにこういう男女共同参画や避難所の知見の高い議員もぜひ女性リーダーの先頭となって、これらの、ほかの人達を引っ張っていくような役割を担っていただければ、大変、私としては町全体の意識が上がるものと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後、意思決定の参画についてであります。障がい者の方々の意思決定の参画、これも簡単には、現状ではいっていないのが事実であります。

そもそも障がい者の方々は、どちらかといえば避難所は別の福祉避難所で障がい者を、実は計画上、避難していただくことになっております。したがって、一般の避難所における中での障がい者の方々の参画というものは、現時点では多分できないだろうし、これから検討する余地はあ

りますが、難しい問題だと、このように理解しております。

以上であります。

○8番（池谷洋子君） 再々質問をさせていただきます。

はじめに、高齢者の「見守りあんしん電話事業」についてです。

今、御答弁いただきました。本当にこれは命の問題です。実は、私の知人も3年前に、前日お電話したときには元気でした。誰も気づかなかったんです。周りにうちがあります。それでも誰も気づかなかった。この人感センサーがついている、こういう機械が整備されていたらと、本当に無念です。しっかりと、町も命の問題ですので、検討していただきたいと思います。質問ではありません。

次に、防災について、今、危機管理監から様々答弁をいただきました。その中で、やはり自主防災組織、11区14名、私はこの自主防災組織の女性リーダーは、最低でも3割以上はしっかりと女性に入っていたいただきたいと思っています。また、29区が女性の防災リーダーが不在ということです。これはしっかりと町としても力を地域に貸していただきたいと思っています。やはり今の時代、女性の力なしではもう考えられない時代に入ってきていると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

そこで、最後、再々質問になりますが、今後、地域でできること、危機管理監もおっしゃっていましたが、性別や立場によって被災生活の困難に違いがあることをよく知って、地域で話し合うことや、防災訓練における男女の役割分担の見直し、頼もしいことを言ってくださいました。防災訓練のときに男女の立場を入れ替えて、そういうことをやったらどうかとか、大変いいお話も伺いました。

更に避難所運営マニュアル、自主防災運営マニュアルの見直しや実働訓練、そして自主防災会の役員に女性も参加することや、普段から個人個人が発言しやすい地域をつくっていくこと、これが今後、地域でできることだと思います。

このように考えますけれども、危機管理監はこの地域発信についてどのように考えておられるか、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○危機管理監（新井 昇君） 再々質問にお答えします。

非常に私としても難しい御質問ですが、基本的には今、いろいろな機会を通じて、私、出前講座なり、それから各地区への要望に基づいて講演等をさせていただきます。その中で、避難所のあり方、あるべき姿はいろいろ今までお話をさせてもらっております。今後、これらもう1回、まだまだということは池谷洋子議員が言われたとおり、まだまだ新井の努力は足りないということで改めて感じましたので、今後、引き続きもっとより多くの人にこの本来のあるべき姿をお伝えできるように啓発に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○8番（池谷洋子君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 池谷 弘君。

○5番（池谷 弘君） 本日は、小山町の将来人口推計への対応について質問をさせていただきます。

静岡県や新聞による小山町人口推計が発表されました。静岡県企画広報部統計利用課のデータによりますと、2040年までの推計ですが、2010年の小山町人口2万600人が2040年は1万4,800人と71.8%まで減少いたします。また、国立社会保障人口問題研究所のデータをもとに、日本創成会議の分科会の試算によりますと、小山町の20から39歳の若い女性が2010年、2,103人が、2040年、1,195人と実に43%の減少となっております。また、人口移動の収束をしない場合、1,195人が935人と55.5%減と、総人口の減少よりも若い女性の減少が大きな減少となって推計されております。

日本全体での人口減が予想される中で、増加に転じるのは難しいのですが、小山町の将来のため、少しでも減少傾向を抑えていく必要があると思います。この問題に対して、行政1部門だけでなく、行政全体で英知を集め、取り組んでいくことが求められております。若い人達が就職し、結婚して子どもたちを安心して育てていくため、働く場所の確保や住居のあっせん、子どもたちの教育が特に必要と考えます。

また、定着人口を増やすことを考えるばかりでなく、小山町の強みである自然環境や歴史、富士山を利用し、観光客等の滞留人口を増やすことも必要と考えます。町民が小山町を愛し、この地に誇りを持つことにより、来町する人達に住んでみたくなる町になったり、何度も来町したい町になることができると考えております。また、町民が転勤等で町外に出ても、印象ある町になれば、帰ってきたいと思えるようになります。

特に小山町には富士学校があり、日本中から多くの自衛官が来て、教育が終わるとまた全国に散らばっていきます。この自衛官に小山町のよさをPRしていただき、将来、小山町に住んでみたいと思ってもらうことも必要で、そのために自衛隊教育終了後に小山町に来てもらった感謝や、あるいは思い出の品等を提供することも必要と思います。

各市町でも、人口を増やすためにいろいろな施策をとって行く中で、厳しい競争の中で小山町も勝ち残っていく必要があります。

そこで、以下の質問をいたします。1つ目としまして、人口減を予想より遅らせるために行政内で横断的な検討会等の開催のお考えはあるのか。

2つ目といたしまして、若い人達のために、既存・新規企業に町民を採用して働く場の確保を依頼していくお考えはあるのでしょうか。

3つ目といたしまして、定着人口だけでなく、観光客等の滞留人口を増やして小山町に住んでみたいというファンづくりの考えはあるのでしょうか。また、特に若い女性を引きつけるイベントや観光を検討されているのでしょうか。

4番目といたしまして、転勤等で小山町を去る自衛官に、思い出の品等の提供をするお考えがあるのでしょうか。

以上、当局のお考えを伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 池谷 弘議員にお答えいたします。

小山町の将来人口推計への対応についてのうち、はじめに、人口減を予想より遅らせるための行政内における横断的な検討会等についてであります。

人口減少問題は、小山町に限らず、県全体においても人口の転出超過に歯止めがかからない状況が続くなど、本格的な人口減少局面を迎えています。

このような状況を受け、県は県内全市町と連携し、人口減少の要因分析と、地域特性を生かした対策の構築を図るため、人口動態調査やアンケート調査を開始しています。町でもこの取り組みに積極的に協力し、先月1日から住民福祉課と3支所の窓口において、転出者に対するアンケート調査を実施しております。また、人口動態調査により、町内における転入、転出の状況を詳細に調査・分析しているところであります。

現在のところ、御質問の人口減少問題に特化した行政内における横断的な検討会等の設置は考えておりませんが、平成28年度から平成32年度までの第4次小山町総合計画の後期計画の策定においては、喫緊の課題であります少子高齢化や人口減少問題等を踏まえた上で、町内全課及び関係機関がしっかりと連携し、情報共有しながら施策の構築に取り組んでいきたいと考えております。

次に、最後の4番目の御質問の転勤等で小山町を去る自衛官に思い出の品等の提供についてであります。富士学校では、学生自衛官が年間約2,000人弱出入りし、その教育機関は最長の方が1年、短い学生は2、3か月と伺っております。教育期間終了後、この全国に散らばった自衛官が再び訪れたいくなる小山町をPRしていくことは、将来住みたいくなる町小山町へつながることと思います。

特に須走地域につきましては、富士学校と地域住民との連携体制を強化することは重要であり、これからのまちづくりにも大きくかかわってきます。また、富士学校は須走地域の活力の維持にとっても欠かせない存在であることから、持続発展的に連携を図っていくことも重要であります。

このような状況の中、須走地区区長会が中心となって、須走まちづくり協議会が昨年11月に設立されたこともあり、今後は町と協議会が連携を図り、富士学校との交流や継続できる関係づく

りを進めていきます。

そこで、学生の皆さんには、厳しい訓練や研修の合間に世界遺産である富士山や構成資産の富士浅間神社等を訪れたり町のお祭りなどのイベントに参加したり、おいしいものを食べていただくなど、小山町でよい思い出をたくさんつくっていただき、各部隊に戻っていただくことが何よりだと考えます。

したがいまして、当面は須走まちづくり協議会と連携して、地元や町の様々な情報を、学生をはじめ、富士学校に勤務する自衛官の皆様提供することに努めてまいりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 私からは、池谷弘議員の2番目の御質問にお答えをさせていただきます。

次に、若い人達のために既存・新規企業に町民を採用して、働く場所の確保を依頼する考えについてであります。

まず、既存の企業への取り組みでございますが、平成25年度に町内の製造業者への工場立地概要調査を実施いたしました。対象は平成25年10月1日以前から小山町内で創業し、資本金500万円以上、または従業員10人以上の28社であります。

雇用状況でございますが、28社の正従業員計1,428人のうち、町内在住者は413人で、29%の割合でした。新規採用予定につきましては18社が若年層の採用を考えており、その中で地元採用を7社が検討しております。本調査は本年度も実施を予定しており、各企業への訪問時や企業懇話会や商工会の会合時に地元採用枠の拡大などを働きかけてまいります。

また、町内の企業各社に御協力をいただき、小山高校の高校生を対象に、企業の代表者等がそれぞれの企業の紹介や、社会人としての心構えなどを講演するキャリア教育や、夏休みに職業体験を行うインターンシップなどの取り組みを行ってまいります。これらの取り組みによって、高校生の地元企業への就職が促進されているものと考えております。

次に、新規企業への取り組みでございますが、議員御承知のとおり、本町は三来拠点の取り組みを推進しております。この取り組みの目的として、内陸部に災害に強く、魅力ある先進地域を築き、沿岸部の企業を受け入れることが掲げられています。その中で湯船原地区におきましては、平成26年3月25日にハイテクパーク富士小山の北側約30ヘクタールの部分に静岡県企業局が事業実施主体となりまして、小山湯船原工業団地の造成を行い、平成30年度からの分譲開始を目標として、本町と基本協定を締結いたしました。

また、4月14日に上野地内に山地から集積された原木を効率的に仕分け、管理をするための静東原木流通センターが稼働を開始いたしました。5月2日には富士小山次世代施設園芸推進コンソーシアムが設立され、同じく上野地内の約7ヘクタールの土地に農林水産省の補助をいただき

ながら、高糖度トマトの施設園芸団地を造成していくこととなりました。

このように、各所で新しい雇用の場を創出できる動きが出ておりますので、三来拠点のほかの地区におきましても、優れた事業計画を立案し、精力的に企業誘致を行い、多くの町民を雇用していただけるよう働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 私からは、3番目の質問についてお答えをさせていただきます。

次に、定住人口だけでなく、観光客等滞留人口を増やして、小山町に住んでみたいというファンづくりの考えについて、及び特に若い女性を引きつけるイベントや観光の検討についてであります。

一般的には、他市町に住んでいる方が小山町に住居を求める場合、何らかのきっかけが必要になると思います。そのきっかけの一つとして、世界遺産の富士山をはじめとする小山町の豊かな自然やあしがら温泉、豊門公園などの観光資源を町の魅力として強くPRし、小山町を訪れ、滞留していただくといった取り組みが重要だと考えます。

更に、滞留人口を定住人口に結びつけていくためには、実際に来ていただいた方々に小山町の住みやすさなどを町民と交流することで知っていただけるようなイベントや仕組みをつくることによって、小山町に住んでみたくなるような意識も湧いてくるのではないかと考えます。このため、単に観光だけでなく、農家と連携した農業体験ツアーなどの各種体験や、町民と交流できるイベントなどの企画をしていくことが有効だと考えます。

また、若い女性を引きつけるイベントや観光についてであります。現在、若い女性だけを対象としたイベントは実施しておりませんが、小山町には金時山をはじめ、富士箱根トレイルや富士山五合目周辺など、比較的容易に周辺の風景を楽しみながらハイキングができるコースがあります。昨今の山歩きの人気の高まりから、若い女性の利用も増えてきていますので、このような方々が更に興味を持って参加していただけるようなイベントなども検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○5番（池谷 弘君） 2つの項目について再質問いたします。

まず、小山町の人口減少に対応していくための就業場所の確保が重要であるということですが、この件につきまして、まず1番目といたしまして、小山町内の企業だけでなく、通勤圏内の企業にも就労のお願いをしていくお考えがあるのかどうか。

2つ目といたしまして、就労のお願いを各企業にするのではなく、特に若い町民が職業につくためにも、各企業が必要な人材や能力はあると思いますので、そのものを行政としても調査し、特に町民の大学生等に知らせて、就職時にミスマッチがないようにしていくお考えがあるのでしょうか。

次に、2つ目の項目といたしまして、小山町を離れても小山町のファンになっていただき、将来は小山町に住んでよいと思ってもらえる人をつくるのが大切と考えます。その中で、先ほどありますように、特に自衛官は毎年多くの人達が来町し、日本国内に転勤しております。この人達に小山町のファンになってもらい、転勤場所で小山町をPRしていくことが重要と考えておりまして、例えば富士学校と同じように自衛官幹部候補生学校が九州の久留米市にございます。教育は富士学校と同じように大変厳しいそうですが、学生には、はしや特産の久留米がすり等を提供し慰労しているというような話を聞いたことがあります。

また、事例は違いますが、小笠原の父島では、小笠原丸で東京に帰る人達のためにすてきな南洋踊りを披露してくれたり、また、航海安全や皆さんまた会いましょうという願いを込めての小笠原太鼓でのパフォーマンスもあるそうです。そして、踊りや太鼓だけでなく、島民の皆さんで見送りをしてくれるそうで、船が船着き場から離れていくと、今度は陸上のほかに船からの見送りが始まり、併走してくれた船の上から、最後は海にジャンプしたり、海からも手を振ってくれたり、最後まで心地の良い光景を体感することができるそうです。

この光景を目にした皆さんを見ると、本当に感動して笑顔になる方、小笠原での思いが込み上げて涙が止まらなくなっている方がたくさんおります。島全体でこんなすてきな見送りをしてくれるのは、なかなか経験ができませんし、これを体験すると、次回は見送る側にも入りたいと思う人が多いそうです。小笠原では、さようならではなくて「行ってらっしゃい、また来てね」とお見送りをして、人々は「ただいま」とまた小笠原に帰りたくなるそうでございます。

このような事例を通しまして、お金をかけずに小山町に来ていただいた、特に自衛官の学生達に、心を込めて見送り、感動を与えることも必要と考えます。そのために、例えば子どもたちと交流し、子どもたちの書いた絵等をプレゼントしたら、小山町をきっと覚えていてくれると思います。

このような転勤時の交流を実施していくお考えが当局にあるか伺います。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（室伏博行君） 池谷議員の再質問にお答えいたします。

最初の1点、2点につきましては、関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

小山町は、今、小山町を元気にするために、小山町に住んでいただいて、小山町で働いていただくということが第一としまして、まちづくりを進めているところでございます。そのために町内への企業立地、雇用の場の確保の施策など、取り組んでいるところでございまして、その内容につきましては、先ほど各担当課長の方から答弁させていただいたとおりでございます。引き続き、今後もこの形で取り組んでいきたいと、このように考えております。

その反面、今、池谷議員から御指摘のありました2点につきましては、今後の小山町の人口減

少等を考えた場合、大変重要なことであるというふうに認識をしたところでございます。しかしながら、1点目につきましても通勤圏の企業等の範囲をどこまでにするのか、あるいはまた企業のニーズをどう捉えていくのかといったようなこと、また、2点目につきましても、行政はもちろんでございますが、企業、ハローワーク、あるいは学校といった様々な関係機関との連携、あるいは調整といったものが課題として挙げられてきます。例えばたまたま連携、調整というようなことでうまくいった場合には、情報を共有するというようなことで、小山町のホームページにいろいろな形で情報を公開して発信していくというようなことで、そんなことも考えられると思いますので、実施等につきましては、今後、研究していきたいと、このように考えております。御理解のほどよろしく願いいたします。

最後に、3つ目の件でございますが、先ほど町長戦略課長が答弁いたしましたように、当面は隊員の皆様に小山町で良い思い出をたくさんつくっていただくため、須走まちづくり協議会と連携して、地元や町の様々な情報を、学生をはじめ、富士学校に勤務する自衛官の皆様に提供できたらなど、このように考えております。

なお、議員御提案の子どもとの交流や絵等のプレゼント等につきましては、先ほど議員から、大変素晴らしい良い事例を御紹介いただきました。今後、富士学校をはじめ、関係する方々と相談してまいりたいと考えますので、御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○5番（池谷 弘君） 以上で終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、9番 湯山鉄夫君。

○9番（湯山鉄夫君） 私は、来年度新規ごみの処理場の供用開始に伴いまして、一連の関係することについて質問をさせていただきます。

今4月1日より、消費税が5%から3%アップ、8%に改定、実施されたことにより、消費性向が減少している。それは改定前の駆け込み需要の反動による減少ではないかと云々をされています。ごみの放出量は、景気の変動により減少する。物の需要が増えれば、生産活動が旺盛になり、経済現象が好転することになりますが、逆にごみや不要品等々が増加する可能性が考えられます。

過去、日本が歩んできた経済政策、大量生産、大量消費、消費は美德となり、紙の消費は文化のバロメーターなどと経済主義の優先時代から、現代社会は物事にはエコ対応、省エネ対策、リサイクル再生生産にと技術が大きく進歩して、生産は量より質の時代にと社会環境が変化してきました。

しかし、その反面、毎日、新聞や宅配便で配布される過剰な宣伝広告、チラシ、雑誌、過剰な包装は翌日にはごみとなって排出されているさまは一考すべきと考えます。日常生活においてごみは欠かすことのできない課題であります。人は一般的に公的措置により処理することが当然である、当然の行政サービスであるとの認識であります。排出の定めるルールに従って不用品等は

集積所に持ち出すだけで、あとはどのように処理されているのかわからない、ごみの排出については無責任であってはなりません。

かつて、ごみステーションは近隣のコミュニティの場でもありました。情報交換により、廃品の相互利用がありましたが、今は自動車を持ち込み、朝のあいさつも少なく、機械的な形で納めるというよりは置いていく状況。私達はごみに対する認識を新たにしていく必要があります。

ごみは自己責任があります。要らないので、古くなったので、邪魔になったので捨てるのではなく、もったいないの精神、また動植物の命を食して生きていることに感謝の心は大事であります。

23年3・11の発生した東日本大震災による津波は、家屋や建物やそこに存在していたものが全て一瞬にして破壊され、瓦れき化し、膨大に、そして莫大な量の廃物になりました。分別し、仕分けして、可燃ごみは処理が可能な焼却場は協力して処分が行われ、あの大きな瓦れきの山々の姿は、今は消えています。異常な事態の発生時、ごみの処理について、行政の対処、町民の対応、その役割策が必要と考えます。

さて、桑木区内に清掃センター建設について、燃焼式から固形燃料製造方式に変更され、ごみは商品化し、販売するとの計画に変更されました。しかし、燃焼時発生する有毒ガス、ダイオキシンによる環境汚染問題が提起され、加工された製品、固形燃料を燃やすには、特定の高熱炉を有するところに限定されました。

また、機械設備には加熱による工場内での事故発生など、トラブルもあり、更に損害賠償の訴訟による判決など、いろいろ事態がありました。

27年4月より御殿場市板妻地先に新設される清掃センター創業が開始されます。ごみ廃棄物等々対応について、町民の負うべき役割は何があるのか。新システムによる処理方法について関心を寄せています。町民は、その新施設について、どんな施設内容であるかを知りたいと望んでおります。

ここで、まずはじめに、新施設の概要、運用について、町長にお尋ねいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 湯山議員にお答えをいたします。

平成27年4月1日稼働開始予定の新ごみ焼却施設につきましては、建設地は御殿場市の板妻地先であり、敷地面積は約5.57ヘクタールであります。可燃ごみの処理方式はストーカ方式、焼却炉による焼却処理となります。計画処理量は1年に3万8,430トンで、焼却炉2炉により、1日24時間で最大143トンの可燃ごみを処理可能な施設となります。

また、ごみ焼却時に生ずる熱を利用して発電し、売電または施設内使用することとなっております。

運用方式等につきましては、いわゆるPFI手法のBTO方式により事業を進めております。PFIとは民間の資金と経営能力、技術力を生かし、公共施設等の設計、建設、運営、維持管理

を行う手法であり、B T Oとは施設建設後、所有権を自治体等に移転し、その後、契約に基づき民間事業者が施設を運営、維持管理する方式であります。

平成23年11月に事業者として日立造船株式会社グループが決定し、平成24年3月から平成27年3月までの3か年で実施設計及び施設建設を行い、平成27年4月から平成47年3月までの20年間でごみ焼却施設の運営及び維持管理を行う予定となっております。

準備工が平成24年11月から始まり、本体工事も平成25年当初から着工しており、本年11月からは試験運転を予定しておりますので、現在は施設建設の最終段階に差しかかっている状態です。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 今、町長から答弁いただきました。町民に対する必要事項、あるいは情報提供を、今後、よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、これよりごみに関する一連の事項につきまして、一問一答方式について質問をさせていただきます。

まず、質問1といたしまして、6月1日は地域住民による地域環境の清掃美化運動が行われました。多種にわたるごみが収集をされました。家庭からの排出されるごみは大別して可燃性、不燃性、資源ごみ、埋立ごみ等々の分別収集が行われております。ごみに関して町民や事業者から意見なり要望なり改善なり指摘なり、もろもろのことが包括的にあるとするならば、その点についてお伺いをいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 昨年度、小山町・御殿場市広域行政組合の3者において分別区分及び収集方法について検討を重ねてまいりました。この検討の中では、大別された区分においては特に問題はありませんでした。なお、新たに町民の方の利便性を高めるため、これまでスプレー缶においては排出者が穴をあけるようお願いをしてきましたが、来年度からは危険ごみとして新たな分別区分を設け、穴をあけずに出せるように配慮しております。

以上でございます。

○9番（湯山鉄夫君） 問題がないということございまして、結構なことだと思いますけれども、将来的には、先ほども話ございましたけれども、独居老人であるとか、あるいは高齢者であると、そういうごみ弱者に対する対応が考えていく必要があるのではなかろうかな、そういう点が危惧をされるわけであります。

質問2といたしまして、人々は率先して再利用や工夫することにより減量を図ることは承知しておりますが、なかなか容易ではありません。生ごみのコンポスト化、肥料化、可燃性のものは細かく分別する、家族ぐるみで可能な限り努力をする必要があります。行事や祭事等においては、ごみ持ち帰りの運動や指示がされています。新たな減量対策、施策についての取り組みについてお考えをお伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 湯山議員の2点目の御質問にお答えいたします。

ごみ減量化対策と、それから来年度から予定しております有料指定ごみ袋導入による排出者の費用負担の軽減対策としまして、現在既に実施しておりますが、古着の回収や食品トレーの回収を行い、できる限りリユースやリサイクルされるよう、再資源化を図っております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 限りない減量対策について、いろいろ試行錯誤を考え、進展をさせていただきたいと思っております。

質問3、ごみの集積所、場所はそれぞれ各地域の自主性により、大方、道路脇、歩道に設置されています。鳥獣防止による対策は、自分達の工夫策がなされていますが、完全ではありません。集積所には堅固な設備、網かけ、簡単な箱枠など、地域により相違があります。集積所の設置場所、設備について、検分や検証をし、改善指導する支援施策についてお考えを伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 湯山議員の3点目の御質問にお答えいたします。

現在、各集積所は各地区及び各班等の申請により設置となっており、それぞれ維持管理をお願いしております。したがって、現段階では支援策については特段考えておりません。住民との協働という観点から、自助、共助の精神でこれからも管理の方をお願いしたいと考えております。

以上です。

○9番（湯山鉄夫君） ごみの設置場所については、それぞれ地域でやりなさいと、こういうことでありますけれども、いろいろ限界があるように思います。

質問4、富士山世界文化遺産登録に当たり、産業廃棄物、粗大ごみ等の不法投棄が提起されました。今なお車から投げ捨てる行為は依然として後を絶ちません。人間としての倫理観、モラルの向上が必要に考えます。

町が定める不法投棄禁止（ポイ捨て禁止）条例違反等々の状況についてお伺いをいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 湯山議員の4点目の御質問にお答えいたします。

過去3年間の不法投棄によるごみの回収実績から申し上げますが、平成23年度では24.6トン、平成24年度では10.3トン、平成25年度では11.3トンを回収しております。

このような現状から、平成22年度から昨年までは緊急雇用対策補助事業により、また、今年度は町単費により臨時職員を継続的に雇用し、町内全域をパトロールし、不法投棄の防止、啓発と回収作業を行っております。また、不法投棄物が発見、通報されたときは御殿場警察署生活安全課と連携し、対策に取り組んでいるところでございます。

町の定めているポイ捨て防止に関する条例としましては、平成9年4月1日から施行しており

まず小山町空き缶等のポイ捨て防止に関する条例で、ポイ捨ての防止や散乱の防止等の措置を講じることにより、小山町の美しい景観や快適な生活環境を確保することを目的としております。

この中で、町民、事業者、観光関係事業者や所有者の責務をそれぞれ定めており、公園、道路、河川などの公共の場所や個人または法人などが所有する土地や建物にみだりに空き缶等を捨ててはならないとしております。もしこのような状況が確認され、調査、または指導する必要があると認めるときは、職員を立ち入りさせ、適正な管理を指導することができるとしております。その行為の中止、または原状回復も命ずるとしてしておりますが、残念ながら条例の施行以降、ポイ捨てがゼロになったわけではなく、今後も不法投棄防止のパトロールと併せ、ポイ捨て防止看板等の設置等により周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（湯山鉄夫君） 捨てる人、拾う人であってはならないと思います。条例につきましても、やはり更に厳しい対応が必要ではないかなと考えております。

次に、質問5、以前はごみとして処理された衣類が、新規実施された古着回収ボックスは有効的、有益であります。まだ十分に着れる、まだ使えるが人の役になればと思うと決断ができます。再生される再利用されることに意義を感じています。

ボックスの利用状況について、現況を御説明いただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 5点目の質問にお答えいたします。

昨年10月から、古着等の改修事業を始めましたが、その実績につきましては、今年の3月までの半年間で36.2トンの回収実績であります。現在、衣類をごみとして出す場合は、50センチ以下に裁断をしていただき、可燃ごみとして排出するか、厚手のものであれば埋立ごみとして排出をお願いしているところですが、当事業を開始したことにより、ごみの減量化と、いつでも古着を出すことができるという町民の利便性向上に寄与していると考えます。このようなことから、町内6か所の回収拠点では、衣がえの季節などではボックスがいっぱいになることがしばしばあります。

また、当事業に加え、今年の5月からは食品トレイの回収も始めたところであり、さらなるごみの減量化とリサイクル、リユース、リデュースの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） さらなる協力拡大をお願いしたいと思います。

次に、質問6、27年度より新設処理場の供用開始に伴い、システムの変更、分別、収集、改修方法の改正、要領等の変更があり得ると考えられますが、町民の対応、対処、すべき事柄についてお尋ねします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 6点目の御質問にお答えいたします。

先ほども御説明をいたしました。先行して実施している事業もありますことから、基本的にはこれまでと分別方法等は大きく変わることはありませんが、可燃ごみと不燃ごみの処理費用の一部を負担していただくために、有料指定ごみ袋となることや、新たな分別区分としまして危険ごみが増える予定です。

できる限り町民の方の利便性の向上を図り、新施設稼働に当たり、町民の方が混乱することなくごみを排出できるよう、御殿場市と足並みをそろえ、検討をしているところであります。

以上であります。

○9番(湯山鉄夫君) スムーズな移行ができるようお願いをしたいと思います。

次に、質問7といたしまして、多くの廃品に対し、回収、処分、分別方法や関係事業者との調整等と諸般の事情に苦慮されていることと存じますが、月曜日を回収日として調整し、増加されたいとの意見がございます。27年度より月曜日を回収日に設定することについてお伺いをします。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○総務課長(小野一彦君) 7点目の御質問にお答えをいたします。

収集日の追加により、ごみの分別区分等を変更し、複雑化することが考えられます。現在のごみの出し方は長年続いており、町民の皆さんに生活習慣として定着しておりますので、これまでの習慣を維持しながら、町民の利便性と収集の効率向上を考えますと、現段階では収集日を追加する予定はございません。

以上であります。

○9番(湯山鉄夫君) 月曜日の収集は不可能だと、こういう御答弁をいただきました。何か必要があれば、もう一度再検討いただきたいと思うところであります。

質問、続きまして8、27年度より供用開始が計画されている処理場、近代的設備でごみ処理となります。新設地と現桑木では地理的距離があり、搬送作業、搬送時間、状況の変化が考えられます。新設設備の創業による負担の増加は考えられますか、お願いします。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○総務課長(小野一彦君) 8点目の御質問にお答えいたします。

新施設の処理費につきましては、現段階の試算では、これまでのRDFセンターの処理方法に比較しますと、固形燃料の運搬、処理、焼却灰の運搬等がなくなりますので、町全体の負担の増加はないものと見込んでおります。

以上であります。

○9番(湯山鉄夫君) 次に、質問9、ごみ集積所に曜日指定日、排出ごみを間違える、分別しない、放置か黄色の注意書きつき排出物が残存をしています。認識不足、無関心、無知かマナーのない人がいます。ごみ排出に対する町民の意識、知識の向上に、町民の役割、ルールを必要事項と定め、改めて周知徹底を図る啓発活動が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 9点目の御質問にお答えいたします。

今後、正式に有料指定ごみ袋の導入が決定した段階で、議員の皆様にはもちろんですが、町民の皆様に対しましても地区別に説明会を開催するとともに、パンフレット等を各世帯に配布するなどし、周知啓発活動を実施していく予定であります。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 以上で質問を終わりますけれども、来年度より従来のRDF代替施設が完成し、供用開始されます。この機会を捉えて、我々町民はごみに関し傍観せず、自己責任を負うべき役割について、地域の対応について議論し、再考し、生活環境、地域環境の清掃、清潔を保ちつつ、行政は最大限の努力により住民サービスに努める、そしてより良い美しい町小山町を構築することを期待して終わります。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後1時51分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 渡辺悦郎君。

○3番（渡辺悦郎君） 本日は3件の質問を行います。

まず、青少年健全育成のためのスポーツ振興について伺います。

2020年に東京オリンピック開催が決まり、国としても様々な競技、種目の選手育成を念頭に、青少年に対するスポーツ振興を推進しつつあると聞いております。

御殿場市では首都圏から程よい距離で、環境も良い地域である北駿にナショナルトレーニングセンター誘致の計画もあると聞いております。また、藤枝市も動き出したと報道されております。

金太郎のように元気に成長する子どもたちを見守り、応援するという戦略を掲げ、保護者はもちろんのこと、学校、地域と連携した支援を行っているところではありますが、より一層の支援が必要ではないでしょうか。

このような状況の中で、小山町としてできることから考えますと、スポーツ少年団活動をより積極的に支援するべきでないかと考えます。当局の考えを伺います。

次に、高齢者の健康増進推進施策、レクスポについて伺います。

多くの高齢者の方々により、健康で生活され、安心していただくため、より多くの高齢者の方々が参加され、心身ともに健康な生活が送れるよう、レクスポ環境を整えることが必要だと考えます。

昨年、町老連で実施されていましてペタンク大会の見学をさせていただく機会がありました。各地区から多くの方々に参加されておりましたが、その笑顔は輝いておりました。また、あるシ

ニアクラブでは、気軽にできる屋内ストレッチを定期的に開催されていると伺いました。

軽易な運動でも定期的を実施することが健康につながり、いつまでも心身ともに健康であってほしいと考えます。そのために、町として積極的に支援すべきと考えます。当局の考えを伺います。

次に、小山町広告掲載要綱について伺います。

昨今、国、県をはじめとする各種行政機関からの各種印刷物、封筒などがありますが、ホームページに民間企業の広告を記載することにより財源を確保し、民間企業との協働により住民サービスの向上、地域経済の活性化をするための施策として、広告掲載を実施しております。

町でも平成20年3月に小山町広告掲載要綱を定めております。しかしながら、各種印刷物に民間企業の広告が記載されることなく、またホームページにおいてもバナー募集の状況が続いていると聞いております。

国内の経済状態もわずかではありますが回復の兆しが見えてきている現在、町内企業への積極的な周知活動やアプローチが必要ではないかと考えます。当局の考えを伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 渡辺議員にお答えします。

はじめに、青少年健全育成のためのスポーツ振興についてでございます。

議員御承知のとおり、平成25年9月にブエノスアイレスで開かれた国際オリンピック委員会総会で、東京が2020年夏季オリンピック及びパラリンピック競技大会の開催都市に選ばれました。

これを受け、本県においても県が昨年10月に静岡県東京オリンピック・パラリンピック推進本部を立ち上げております。更に、本年4月にはオリンピックへの出場が期待される本県ゆかりの有望選手60人を指定強化選手として内定、5月には第1回静岡県東京オリンピック・パラリンピック推進会議を開催するなど、様々な動きが活発になってきております。町といたしましても、県と協力しながら、できる支援を行っていきたいと考えております。

ところで、現在、町には7つのスポーツ少年団があり、平成25年度は指導者77人、団員226人が日本スポーツ少年団に登録し、野球、サッカー、ミニバスケットボール、バレーボール競技について活動しています。

御質問のスポーツ少年団活動の積極的な支援であります。指導者の確保につきましては、引き続き日本スポーツ少年団などが主催して行うスポーツ少年団認定員養成講習会への参加依頼を行うこととしております。

活動資金につきましては、小山町スポーツ少年団本部への助成金交付を継続したいと考えております。

また、現在、スポーツ少年団の活動を、スポーツによる青少年の健全育成を目的とした教育委員会事業とし、活動の本拠地となる学校体育館施設の利用料を100%減免しており、これを引き続き行うことにより、学校、地域とも連携した活動支援ができるものと考えております。

更に、本年3月、議会で桜井議員から御提案を受けましたスポーツ少年団員の表彰制度の創設について、NPO法人小山町体育協会と協議を開始しております。本制度がスポーツ少年団活動の活性化の一助となればと考えております。

いずれにいたしましても、スポーツ少年団活動は青少年健全育成や生涯スポーツを推進する上で重要なものと認識し、今後も活動を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 次に、2点目の高齢者健康増進施策についてであります。

高齢者の健康増進については、大変重要と認識しており、健康寿命を延ばす取り組みは急務であります。特に静岡県から示されましたお達者度について、効果的な介護予防事業を行うことで向上させていかなければならないと考えております。

そこで、今年度から重点事業として取り組んでおりますお達者度向上プロジェクト事業の一環として、老人クラブ連合会と連携し、お達者測定会を小学校区ごとに開催しているところであります。この測定会は体力測定と体操支援、医師による健康講話をセットにした内容で、高齢者の介護予防意識の高揚と、はつらつと家庭や地域で活躍していただくための体力の維持、向上を目的とするものであります。

既に5月22日に成美地区の小山4区老楽会、湯船柳島区の楽之会、5月29日には足柄地区の東松の会、南松の会を対象に、体力やバランス能力等を測定したところであり、約3か月間、運動を実践し、再度測定をして、体力の維持、向上を見ていくこととしております。

今後、須走地区のときわ会、明倫地区では茅沼区の長生会と坂下区の天寿会、北郷地区では用沢区の百寿会が手を挙げていただいておりますので、順次実施し、高齢者の健康増進を図ってまいります。

また、健康マイレージ事業や健診受診率向上の取り組みと併せまして、高齢者の健康と体力の維持向上を図り、老人クラブ活動や生きがいづくりなどの社会参加の充実にもつなげてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） 教育委員会関係の高齢者健康増進施策についてであります。

まず、小山町老人クラブ連合会が実施しております生涯スポーツ関連としては、ペタンクの室内版でありますペタボードの大会を小山町レクスポ祭で開催し、上位チームは駿東地区レクスポ大会に参加をいただいております。

また、小山町パークゴルフ場を利用し、小山町老人クラブ連合会やNPO法人小山町体育協会が主催したパークゴルフ大会が平成25年度は9回開催され、延べ979人が参加をされております。その意味では、パークゴルフ場は高齢者健康増進施策の一翼を担っている施設であると考えてお

ります。

次に、高齢者の方も気軽に参加できる高齢者健康増進施策については、NPO法人小山町体育協会が主催のメンズヨガ教室、ピラティス教室、ストレッチ教室を実施しております。

また、小山町スポーツ推進委員が毎月第4金曜日をスポーツ推進の日とし、生涯スポーツを実現するための活動をしており、高齢者向けにグランドゴルフ大会などを実施しております。いずれにしましても、誰もがいつでもどこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツを実現することが求められております。

町といたしましても、高齢者健康増進施策を今後とも支援してまいります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 次に、小山町広告掲載要綱に対する取り組みについてであります。

小山町広告掲載要綱は、平成20年4月1日から施行し、これに対応して、主にホームページ上のバナー広告の掲載を始めました。ホームページの広告につきましては、平成23年度まで5社の広告掲載がありましたが、その後の景気の影響から、掲載を取りやめる企業が相次ぎ、現在、バナー広告の掲載企業は1社となっており、議員御指摘のとおり、バナー広告募集の状況が続いております。

しかし、ホームページ上で広告掲載を募集いたしましても、容易に企業側からの申し込みがない現状であります。

そこで、現在、ホームページのリニューアル作業を行っており、企業が効果的に自社をPRできるように、バナー広告欄の配置やデザインを一新いたしますので、この機会に改めて町内の企業及び今後町の方へ進出する企業につきまして、ダイレクトメールや、直接、企業等への訪問をするなどして、広告掲載の働きかけをしてまいりたいと思います。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） 再質問をさせていただきます。

まず、青少年健全育成のためのスポーツ振興についてであります。

先ほどの答弁では、スポーツ少年団の活動をスポーツによる青少年健全育成を目的とした教育委員会事業とし、活動の本拠地となる学校体育施設の利用料を100%減免されているとのことでしたが、学校のグラウンドの夜間照明施設の利用料を徴収していると思うのですが、どうなっているのか、その現状を伺います。

次に、高齢者健康増進施策について再質問させていただきます。

健康増進課、生涯学習課がそれぞれ健康増進施策を行っているかと理解しました。答弁の中で、スポーツ推進委員が毎月第4金曜日にスポーツ推進の日として活動をされているとの答弁がございました。具体的にどのように活動されているのか、伺います。

次に、小山町広告掲載要綱の取り組みについて、再質問させていただきます。

バナーの募集についてであります。近隣の市町の状況は、それぞれの背景があることはよく理解しているところでありますが、ホームページのバナー募集ですが、行政が直接行っている自治体はバナー募集が多く、業者委託の自治体はほぼ埋まっている状態であります。

ホームページを改修するというところでありますが、バナー募集を民間委託とするという選択肢を考えているのか伺います。

また、封筒や配布物、カレンダー等に広告を掲載している自治体もありますが、町は検討しているのか伺います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） まず、再質問の1点目、スポーツ少年団が夜間照明を利用した場合、小山町体育施設の設置及び管理に関する条例に基づき、施設の指定管理者でありますNPO法人小山町体育協会が定めた利用料の50%を免除した料金でいただいております。

また、同様に、スポーツ少年団が総合体育館、小山球場、多目的広場などを利用した場合も、50%を減免した金額をいただいております。

次に、高齢者健康増進施策の中のスポーツ推進委員の活動につきまして、高齢者に限って申し上げましたが、これ以外に10名程度で総合体育館におきましてレクリエーションスポーツの普及のため、一般の方を対象にファミリーバトミントン教室、インディアカ教室、また、小学生を対象にドッジボール教室などを実施しております。

また、北郷中の夜間照明を利用して、グラウンドゴルフ大会も実施しております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 再質問にお答えいたします。

現在、ホームページのバナー広告募集につきましては、町が直接行っておりますが、近隣市町においては、御殿場市、裾野市及び沼津市が広告代理店へ委託しており、その結果として、3市とも市外の企業の掲載も見られることから、広告代理店を活用することにより、広く募集ができるものと考えます。

平成25年度におきます町のホームページのアクセス件数は約15万7,000件となっており、増加傾向にあります。現在、エリアごとのアクセス件数を調べた上で、アクセス件数の多いエリアの企業へ、今後アプローチをし、広告の有効性を訴えることで掲載の可能性が高まります。この業務について、広告代理店への委託についても、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、封筒等への広告掲載についてであります。町民カレンダーにつきましては、平成19年度から廃止しております。封筒につきましては、現在、総務課で作成します統一的な封筒への広告掲載は可能と考えております。

また、広報誌への広告掲載につきましては、広告を掲載することで広告料の収入が見込まれる

一方、広告数が増えると、誌面のページが増えまして、それによって印刷費が増加して、町民へ伝えたい情報が掲載できなくなるなど、一長一短がございます。

以上のことから、ホームページ、それとあと封筒への広告掲載につきましては、今後、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（渡辺悦郎君） 再々質問をさせていただきます。

青少年健全育成のためのスポーツ振興についてであります。

一般的にスポーツ少年団は団員の会費で運営されているものですが、少子化に伴い、スポーツ少年団の団員数も減少し、運営費用捻出が厳しくなっている事実があります。そのため、団員1人当たりの負担が増えてきている事実もあります。夕方等で照明を利用する場合、体育館を利用するスポーツ少年団は100%減免で、グラウンドを利用するスポーツ少年団は100%減免になっていない。なぜ同じに取り扱うことができないのですか、その理由を伺います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） 再々質問にお答えします。

この違いは、まず体育施設と学校施設の違いによるものです。学校体育施設は小山町立学校等使用条例に定める体育館施設及びこの条例を準用する施設を想定しておりますが、児童または生徒がスポーツ少年団活動などで利用する場合は、教育委員会事業として利用料の100%を減免を行っております。

小山町夜間照明施設は、現在、小山中学校、北郷中学校、須走小学校にあります。いずれも小山球場、多目的広場など同様の体育施設として、つまり夜間照明部分は学校体育施設でないものとして整理、管理運営しているため、同様に取り扱っておりません。

以上でございます。

○3番（渡辺悦郎君） 以上で終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、2番 阿部 司君。

○2番（阿部 司君） 本日は、2件の質問をさせていただきます。

1件目の質問は、救急医療センターの今後のあり方についての質問であります。

御殿場市の救急医療センターは、第1次救急医療施設として、昭和58年開設以来、患者数が30万人を超えているようでございます。30年以上の長きにわたって住民の方々の治療に携わってこられたことに対しては、まず感謝をしたいと思います。

ところで、私をはじめ、一般の住民の方は、救急医療センターといえば、その名のとおり夜間等、急に具合が悪くなった場合、安心して受診できる施設であり、いろいろな対応をしてもらえらると思っっているのではないかと思います。ところが、実際、私も昨年、この医療センターにお世話になりましたが、そうでないことがわかりました。

昨年の3月中旬頃、夜に会議があり、会議中、どうしたことか急に鼻血が出て止まらなくなり、皆が心配してくれまして、すぐに救急医療センターに行った方がいい、そういうことで会議の途中ではございしましたが、いったん家に帰って保険証等を準備し、救急医療センターに受診に行きました。

受付後、しばらく待たされ、ようやく受診の番が自分に回ってきました。さっきまで出ていた鼻血が、そのときにはどうしたことか、血が出ておらず、見てくれた先生は専門外の先生でありました。私は当然、何かしらの診察や安心できるアドバイスというか話を聞けると信じておりましたが、その先生いわく、「鼻血が出ていないので、診断の必要はありません。もし調子が悪ければ、明日、専門の先生に見てもらってください」とそっけなく言われ、何の診断や処置もなく、ただ診療代を払って家に帰ることになりました。

そのとき思ったことは、このような対応で救急医療センターが本当にその役割を果たしているのだろうか、素朴な疑問が湧いてきました。せめて患者に対し、安心を与えるような診察や対応をしてもらったら、こんな気持ちにはならなかったと思います。

現在は、夜間でも救急患者等を受け入れてくれる病院もあると聞いております。そうであれば、このような救急医療センターの意味があるのだろうか、これからもこのような状態が続くのであれば、かつてとは違い、それぞれの市や町に病院もできており、救急医療センターの今後のあり方について検討する必要があるのではないかと思うのであります。それぞれの市や町に夜間でも安心して受診できる身近な医療施設の充実こそ、今我々が求めているものであります。

その後も、いろいろな人の話を聴く機会がありましたが、皆異口同音に言うことは、今の救急医療センターのあり方に疑問を持っている人が多くいることに驚きました。当然、小山町としてこの施設を維持するために、御殿場市とともに町民のために応分の負担金を出しており、より効果的、効率的な救急医療を図るためにも、新たなあり方について考えてもよい時期に来ているのではないかと考えます。

そこで、次の質問をさせていただきます。

一つ、この施設が本当に現在のままでいいのか、あるいは、改善する必要があるのか、関係者と真剣に検討すべきと考えますが、いかがですか。

一つ、救急医療センターのあり方等について、市民・町民からアンケートをとり、意見を聴くのも一案かと思いますが、いかがですか。

2件目の質問は、小山町の住宅や公共施設の耐震化についての質問であります。

5月13日の静岡新聞の県内総合の欄に、「富士山噴火時、県外避難も」の記事が書かれており、小山町が独自計画案を町内40自治区の自主防災組織担当者に、市町独自の避難計画を県内で初めて公表したと書かれてありました。わかりやすく、要図というか地図も載っており、さすが小山町と思いながら、詳しく読ませていただき、その概要を知ることができました。

ちょうど同じ紙面の、それも小山町の記事の上段に、県の住宅耐震化の記事が書かれており、

県の耐震化のための助成金1,259戸、低水準との記事でありました。木造住宅の耐震化を図る県のプロジェクト、「TOUKAI-0」の2013年度実績は、先ほど述べた1,259戸であり、この10年で2番目に低い水準にとどまったとの内容でありました。

東日本大震災で防災面の関心は津波対策に移ったとされており、公費補助で割安になるものの、自己負担を伴う耐震補強に二の足を踏む傾向は依然と改善されていない状況がうかがえるとも書かれてありました。

「TOUKAI-0」は1981年5月以前に建てられた木造住宅に耐震補強工事に30万円、高齢者世帯40万円を助成し、各市町が独自の補助制度を設け、上乘せしているとの説明でありました。耐震工事の平均額は150万円、一般世帯での自己負担は40万円から120万円ぐらにかかるとも書かれておりました。

読んでいるうち、小山町の耐震化の問題はどうなっているんだろうと、ふと頭をよぎり、まずは実態を知ることが大事なことであると思いました。

先般、防災システム研究所の山村武彦先生の講話の中にもありましたが、阪神淡路大震災でも家屋等の倒壊による圧死者が相当数いたといわれました。また、住民の避難場所である学校や公共施設等の天井が崩れ、安心であるはずの施設も使えず、頼りにならない場合もあるとのこともありました。

今は、いつ、何時、どのような災害に見舞われるのか想像しづらくなっておりませんが、特に地震のときは、まず自分自身や家族を守るという観点から、家屋や公共施設等が倒壊、あるいは天井の崩壊等ないように処置を講ずることが大事であると思います。

県の担当者いわく、住宅の耐震化は地震対策の骨幹であると言っており、私もそう思います。

そこで、次の質問をさせていただきます。

一つ、小山町の木造住宅や一般の家屋、並びに公共施設の耐震化の状況はどのようになっていますか。

一つ、今後の町の耐震化対策や目標について伺います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 阿部議員にお答えをいたします。

はじめに、救急医療センターの今後のあり方についてのうち、救急医療センターが現在のままでいいのか、改善する必要があるのか、関係者と検討をすべきでないかについてであります。

救急医療につきましては、第1次救急から第3次救急で構成され、第1次救急医療は風邪による高熱や家庭では処置できない切り傷といった軽傷者のための救急医療を担当する施設であります。

第2次救急医療施設は、入院や手術を必要とする患者が対象で、第3次救急医療施設は生命に危険が及ぶような重症重篤患者への対応を担い、第1次と第2次については市町村において、第

3次救急医療については県が対応しているところであります。

第1次救急医療施設であります御殿場市救急医療センターにつきましては、御殿場市・小山町民の救急医療を確保するため、昭和58年5月21日に開設された診療所施設であります。

また、これに先立ち、御殿場市救急医療センターの運営及び第2次救急医療業務の委託について、御殿場市と小山町で協議し、昭和58年5月1日に覚書を交わしております。

この覚書では、御殿場市医師会との協定につきましては、御殿場市と小山町が協議の上、御殿場市長が代表となり契約を締結することや、2次救急医療にかかる経費及び御殿場市救急医療センターの不採算額について応分の負担を負うことを定めております。

その後、負担割合の変更により、昭和63年4月1日に覚書を締結し、現在に至っております。

議員御指摘の救急医療センターの現状等に対する検討につきましては、御殿場市との覚書において、定めない事項は協議することと規定されておりますので、御殿場市と協議をしてみたいと考えております。

次に、救急医療センターのあり方等について、市民・町民からアンケートをとり、意見を聴くのはどうかについてであります。

御殿場市救急医療センターの運営は、市の設置する救急医療センター運営委員会において協議しており、町からは住民福祉部長がオブザーバーとして出席をしております。御殿場市救急医療センターの医師確保につきましては、医師不足から非常に厳しい状況下にあります。御殿場市救急医療センターの管理者である御殿場市医師会長の協力要請に基づき、順天堂大学静岡病院、慈恵医科大学病院、東海大学病院、浜松医科大学病院及び山梨医科大学病院等からの医師の派遣を受け、運営をされております。

また、入院や手術をしようとする患者を受け入れる第2次救急医療施設におきましても、医師不足から運営状況が厳しさを増しており、現在、御殿場市、三島市及び沼津医師会の3医師会において、広域救急医療体制構築委員会を組織し、3医師会管内での広域的な2次救急医療体制について情報システムの充実を図り、試行しているところであります。

今後、救急医療センターに対する意見集約につきましては、町民の皆様のアンケートを含め、検討をしてみたいと考えております。

以上であります。

次に、小山町の木造住宅や公共施設の耐震化についてのうち、今後の町の耐震化対策や目標についてであります。

東海地震の切迫性が強く指摘されている中、木造住宅等に対する耐震化を促進するための現在の取り組みとしましては、県と連携して、我が家の専門家診断対象の家屋をお持ちの方に平成23年度から平成25年度までの3年間で775通のダイレクトメールを送りました。できる限り我が家の専門家診断を受けていただくよう呼びかけをしたり、町の広報誌に耐震化に関する事業概要及び補助金等のお知らせを掲載し、耐震化が進むように努力をしております。

また、公共施設の耐震化については、小山中学校校舎、北郷小学校校舎及びきたごう保育園改築工事など、主に教育施設を中心に行ってきたところであります。

まだ耐震化されていないすばしり保育園については、具体的な計画を立てるために、現在、関係機関等と協議を進めているところであります。

未耐震の町営住宅19棟は、小山町営住宅等長寿命化計画に基づき、用途廃止及び解体工事を行うとともに、建てかえ等を行うこととしております。また、北郷支所に併設されています北郷地区コミュニティ供用施設やその他の施設につきましては、今年度、小山町公共施設白書を作成し、町の公共施設のあるべき姿、再配置の必要性を明らかにし、施設の統廃合や整備を進め、併せて未耐震の施設について財政状況を勘案しながら進めていきたいと考えております。

なお、木造住宅や一般の家屋並びに公共施設の耐震化の状況につきましては、都市整備課長から答弁をさせます。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 次に、小山町の木造住宅や一般の家屋並びに公共施設の耐震化の状況についてであります。

町では、木造住宅の耐震化の促進を図るため、これまでに専門家による耐震診断と、その補強についての相談、耐震補強設計とその工事への助成を行ってきました。平成13年度に町で制度化しました我が家の専門家診断では、平成20年の調査による対象戸数2,020戸に対し、平成25年度末までに289件の診断を実施しております。

事業費としましては1,006万5,000円、うち助成金額につきましては全額補助でありますことから、同額の1,006万5,000円であります。木造住宅の補強計画は46件の補強計画への助成を実施し、事業費は2,097万4,002円、うち助成金額は508万3,000円であります。木造住宅耐震補強工事は41件の補強工事への助成を行っており、事業費は1億1,830万4,966円、うち助成金額は1,750万円あります。

また、町内公共施設につきましては、平成15年6月に策定された東海地震対策大綱及び東海地震緊急対策方針に基づく耐震性に係るリストの対象となる町内の公共施設は、倉庫、車庫、便所等を除いて、平成26年4月1日現在、全部で115棟あります。このうち、耐震化された建物は89棟、耐震化率は77.4%です。この89棟は昭和56年6月1日以降の新基準により建設されたもの、または昭和56年5月31日以前の旧基準による建物であっても、耐震診断の結果、新基準を満たしているもの、または補強工事により新基準Ⅰa、すなわち耐震性能がすぐれている建物、またはⅠb、すなわち耐震性の良い建物の耐震化が完了している建物であります。

耐震化の必要な建物は、旧基準で建築された町内の公共施設で耐震診断未診断の建物5棟を含み、26棟であります。その内訳ですが、庁舎関係及び学校施設は該当はなく、町で管理する集会所は、北郷支所に併設されています北郷地区コミュニティ供用施設の1棟、町営住宅では湯船団

地など19棟で、戸数としては221戸、保育園ではすばしり保育園の1棟、生涯学習施設では、地域資料室などの2棟、その他、豊門公園内の豊門会館西洋館の2棟及びシルバーワークプラザの1棟であります。

以上であります。

○2番(阿部 司君) それでは、2点の再質問をさせていただきます。

1点目の質問は、耐震化についての件数、総額、これは説明を受けました。しかし、これをもう少し具体的に、例えば1戸当たりどのぐらいの補助になるとか、そういった説明をしていただければと思います。

2件目は、私、須走に住んでおりますが、すばしり保育園がまだ耐震化されていないということでございますが、これからの今後の代案か副案かわかりませんが、現在、答えられる範囲で教えていただければと思います。

以上でございます。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○都市整備課長(野木雄次君) 再質問のうち、1点目、耐震化に対する状況のうち、もう少し詳しい金額等についてでございます。

耐震診断につきましては、平成22年度から現行の制度になっておりまして、1件当たり4万5,000円の費用を必要とします。全額補助でありますうち、国が2分の1、県が8分の3、町が8分の1を負担することとなっております。

補強計画につきましては、事業費を件数で割って平準化した1件当たりの事業費が約45万6,000円となっております。助成につきましては上限を26万9,000円としまして、3分の2の補助となっております。内訳としましては、国が3分の1、県が6分の1、町が6分の1であります。

補強工事につきましては、補強計画同様、1件当たり平準化した事業費が285万5,000円となっております。助成につきましては、上限を40万円としまして、こちらの方は国の補助はなく、県費が定額の30万円、町費が定額の10万円、合計の40万円というふうになっております。

なお、補強工事につきましては高齢者、障がい者割り増しがありまして、県費、町費がそれぞれ10万円加算されまして、結果としまして最高60万円の助成が受けられる、そんな仕組みとなっております。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○こども育成課長(湯山博一君) 阿部議員の再質問のうち、すばしり保育園の耐震化について答弁をいたします。

先ほど、町長から、現在、具体的な計画を立て、更に関係機関と協議を進めているところであると答弁をしたところですが、その内容について説明をいたします。

まず、具体的な計画といたしまして、施設の配置計画など、基本設計に着手できるような方針

を定めることに取り組んでいます。それとともに、明確なスケジュールを立てることに取り組んでいるところです。

更に、施設整備のための財源確保というのが非常に重要であると考えておりますので、先ほどの関係機関との協議につきましては、この耐震化事業が補助事業として採択をされるか否かについて協議、調整を進めているところであります。

以上であります。

○2番（阿部 司君） 終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月20日金曜日 午前10時開議

議案第25号から議案第27号の議案3件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時53分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 湯 山 鉄 夫

署 名 議 員 真 田 勝

平成26年第2回小山町議会6月定例会会議録

平成26年6月20日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	高畑 博行君	2番	阿部 司君
	3番	渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
	5番	池谷 弘君	6番	梶 繁美君
	7番	込山 恒広君	8番	池谷 洋子君
	9番	湯山 鉄夫君	10番	真田 勝君
	11番	米山 千晴君	12番	鷹嶋 邦彦君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	室伏 博行君	住民福祉部長	羽佐田 武君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
会計管理者兼会計課長	相原 浩君	町長戦略課長	小野 学君
総 務 課 長	小野 一彦君	未来拠点課長	遠藤 正樹君
税 務 課 長	池田 馨君	住民福祉課長	秋月 千宏君
地域防災課長	後藤 喜昭君	建 設 課 長	岩田 芳和君
農 林 課 長	遠藤 一宏君	商工観光課長	山本 智春君
都市整備課長	野木 雄次君	上下水道課長	池谷 和則君
こども育成課長	湯山 博一君	生涯学習課長	高橋 裕司君
総務課長補佐	鈴木 辰弥君		

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君

会議録署名議員 9番 湯山 鉄夫君 10番 真田 勝君

閉 会 午前10時28分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第25号 土地の取得について
- 日程第2 議案第26号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第27号 平成26年度小山町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第4 請願第1号 行政書士法違反書類の小山町各機関への提出排除に関する請願について
- 日程第5 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 発議第2号 小山町農業委員会委員の推薦について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。健康増進課長は、公務のため、本日の会議を欠席しておりますので報告します。

日程第1 議案第25号 土地の取得について

日程第2 議案第26号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第27号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第1号）

日程第4 請願第1号 行政書士法違反書類の小山町各機関への提出排除に関する請願について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 議案第25号から日程第3 議案第27号までの議案3件と、日程第4 請願第1号の1件を一括議題とします。

それでは、6月4日に、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 阿部 司君。

○総務建設委員長（阿部 司君） おはようございます。ただいまから、6月4日、総務建設委員会に付託されました、当局提案の3議案と請願1件の審議の経過と結果について御報告いたします。

6月12日、午後1時から、会議室において、当局から副町長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員6名全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第25号 土地の取得について報告します。

特に質疑もなく、採決の結果、議案第25号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について報告します。

委員から、湯船団地の住所地が変更になることによって、多岐にわたる手続きが発生する可能性もあるが、居住している方に説明は。との質疑に。

関係する方々に、早急に周知していきます。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第26号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第1号）について報告します。

委員から、2款7項1目湯船原地区水源調査及び揚水試験等業務について、下流町民に対し、どのように説明を実施していくのか。進出企業への水の供給方法を、現在考えているか。との質疑に。

5月15日に湯船区に対して企業局が行う工業団地造成の説明会を実施しています。その際に、ある程度の内容を説明させていただきました。6月定例会後、揚水試験等の業者等が決定次第、下流町民へ回覧等でお知らせしたいと考えています。進出企業に対しての水の供給方法ですが、井戸を掘って取水していただくのか、町として工業用水として整備していくのか、検討中です。との答弁がありました。

委員から、5款2項1目木質バイオマス発電事業化調査業務の調査内容は。との質疑に。

バイオマス発電に使用する、調達可能なバイオマス資源の量をもとに、運用可能な周辺工業団地への熱供給と規模2,000キロワット未満の発電の事業化を目指し、これらを想定し、調査を行うものです。また、工業団地への企業誘致に際し、想定されるニーズを複数想定し、必要な施設、売熱・売電の方法を検討していく内容となっています。との答弁がありました。

委員から、7款1項1目土木総務費。会場設営の内容と記念碑設置の詳しい内容は。との質疑に。

記念碑の除幕式を挙げるに当たり、テントなどの会場設営委託料です。平成26年3月をもって平成22年9月8日台風9号に関する災害復旧が完成したことに伴い、完成記念の石碑を設置しようとするものです。今後、場所を選定していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、2款7項1目松田町営駐車場使用料。現在、どのぐらいの台数が使用されているのか。また、料金はどのぐらいか。との質疑に。

今現在、20区画のうち18区画が月決めの状態です。これにより、1日単位の貸し出し区画が少ない状況になり、松田町に相談し、追加で4区画借りることができたので、その使用料を補正するものです。料金は月決めで1か月5,000円、1日貸しで500円です。との答弁がありました。

委員から、東京から小山町に通勤している方が借りることもできるのか。との質疑に。

対象になっています。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第27号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号 行政書士法違反書類の小山町各機関への提出排除に関する請願について報告します。

最初に、事務局から、請願の趣旨、請願の項目、県及び近隣市町の請願の状況等の説明を聞き、その後、質疑・討論を行いました。

また、関係部長から、町の状況について確認を行いました。

委員から、行政書士会でも毎年努力し、秋頃に各市町の窓口業務を訪ね、チェックをしたり、催しの際に、これらの違反を止めましようといった啓蒙活動も独自にやっているようだが、実態

はうまく進んでいないようである。結局は、住民の皆さんの権利を守ることが重要なことであり、法にのっとりやることが自分自身を守ることにつながるので、これを採択し、議長から町長へ提出していただき、町の窓口業務で徹底されればと考えます。との発言がありました。

紹介議員から、採択をお願いする旨の発言がありました。

以上のとおり、各委員からは意見等が交わされ、採決の結果、請願第1号は、全員賛成で採択すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された、当局提案の3議案と請願1件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

また、委員会に先立ち、平成25年度富士山5合目電化工事の現状確認のため、現地視察を実施しましたことについても報告いたします。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、6月4日、文教厚生委員会に付託されました1議案について、審議の経過と結果について御報告いたします。

6月13日、午前10時から会議室において、当局から副町長、教育長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員5名が出席し、審査を行いました。

議案第27号 小山町一般会計補正予算（第1号）について報告いたします。

委員から、歳入16款2項2目民生費県費補助金の詳細は。との質疑に。

地域少子化対策強化交付金で、平成26年2月17日に内閣府より通知があり、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進に対する新規事業かつ先駆的事业に対し10割補助が示されました。市町村の上限は800万円となっており、町では6事業、総額702万円を申請し、5月14日付で内示をいただき、補正を行うものです。との答弁がありました。

委員から、歳入18款1項7目教育費寄附金の詳細は。との質疑に。

小学校費寄附金及び中学校費寄附金の対象は2件です。一般社団法人綱山五徳会様から北郷小学校、北郷中学校、きたごうこども園に対する物品の購入に対しての寄附金と、もう1件は丸善食品工業様から、成美小学校、明倫小学校2校への図書購入費として寄附をいただいております。

社会教育費寄附金の自主文化事業費寄附金は、小学校芸術鑑賞会、中学校芸術鑑賞会に対して、また、保健体育総務費寄附金は総合体育館備品購入と体育事業に対して、一般社団法人綱山五徳会様からの寄附金です。との答弁がありました。

委員から、歳出4款1項4目母子保健事業費の詳細は。との質疑に。

妊娠前、妊娠中、出産、育児、就園、就学までの切れ目のない継続的な支援を行うことを目的に、総称「小山町金太郎少子化対策事業」として支出するものです。健康増進課で5事業、こども育成課で1事業を実施します。母子保健事業費の主なものは、啓発等の講師料や個別相談のこ

ども相談員、助産師への謝礼、教材やリーフレット代、映画上映費です。との答弁がありました。

委員から、歳出9款1項2目事務局事務費、7臨時職員賃金の内容は。との質疑に。

こども育成課では、子育て相談員等の臨時職員を雇用しており、その方達の賃金の財源に少子化対策交付金を充てています。との答弁がありました。

委員から、歳出9款6項1目保健体育総務費、18総合体育館備品購入費の内容は。との質疑に。

総合体育館の体組成計を購入するものです。この体組成計は、体脂肪や筋肉量、骨量など人間の体の組織を計測するための機器です。との答弁がありました。

委員から、歳出3款1項3目健康福祉会館管理費、4健康福祉会館改修事業費の詳細は。との質疑に。

健康福祉会館改修工事実施設計委託料を増額するのは、平成26年4月に防衛8条補助金で基準定額の増額改正がされたため、改修工事費を定額まで増額設定することに伴う実施設計費の増額です。補助割合は、事業費の4分の3で、これに地域別に設定された係数を掛けた額が補助額となります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第27号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、委員長報告いたします。

なお、委員会終了後、介護老人保健施設おやまの杜の状況等の確認のため、現地視察を実施しましたことについても報告いたします。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第25号 土地の取得についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第2 議案第26号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第27号 平成26年度小山町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 請願第1号 行政書士法違反書類の小山町各機関への提出排除に関する請願についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第5 議員の派遣について

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第5 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、7月2日から4日までの間に福岡県・山口県で行う駿東郡町議会議長会視察研修会に副議長、7月18日に伊豆の国市で開催されます東部地区6市4町議会議長連絡会に副議長、7月31日の静岡市で開催されます静岡県町村議会議長会主催の議員研修会、並びに8月28日の町内の行政視察に全議員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員の派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま議会から発議第2号 小山町農業委員会委員の推薦についての追加議案1件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしく願います。

追加日程第1 発議第2号 小山町農業委員会委員の推薦について

○議長(鷹嶋邦彦君) 追加日程第1 発議第2号 小山町農業委員会委員の推薦についてを議題

とします。

ここで報告します。議会推薦の農業委員については、5月22日の議会議員懇談会において、推薦委員数と候補者の推薦方法についての協議を行いました。その結果、推薦委員数は4名以内の推薦枠のところ、2名とすることとし、候補者の選任については正副議長に一任されております。

お諮りします。推薦の方法については、議長が指名することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、推薦の方法は、議長が指名することに決定しました。

お諮りします。議会推薦の農業委員には、お手元の議案のとおり、小山町藤曲610番地の1の渡辺かな枝さん、小山町阿多野397番地の1の小野美枝子さん、以上の2名の方を推薦したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員には、渡辺かな枝さん、小野美枝子さん、以上の2名の方を推薦することに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成26年第2回小山町議会6月定例会を閉会にします。

午前10時28分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 湯 山 鉄 夫

署 名 議 員 真 田 勝